

食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について  
部会報告書の概要

○令和7年9月17日開催部会

- ・農薬及び動物用医薬品 オキソリニック酸
- ・農薬及び動物用医薬品 ブロフラニリド
- ・農薬 イソシクロセラム
- ・農薬 キザロホップエチル及びキザロホップ P テフリル
- ・農薬 ピフルブミド
- ・農薬 フエンメティファム
- ・農薬 ベンジルアデニン

○令和7年11月28日開催部会

- ・動物用医薬品 ジニトルミド
- ・農薬及び動物用医薬品 カルバリル
- ・農薬 アフィドピロペン
- ・農薬 グルホシネート
- ・農薬 クロラントラニリプロール
- ・農薬 フェリムゾン
- ・農薬 ペントキサゾン
- ・農薬 メピコートクロリド

オキソリニック酸 (Oxolinic acid)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：さといも、ブロッコリー等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年9月17日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬及び動物用医薬品／殺菌剤、合成抗菌剤										
我が国の登録・承認状況	農薬：水稻、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。 動物用医薬品：牛、豚等を対象動物に承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて食用動物に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：オキソリニック酸とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.021 mg/kg体重/日 ARfD（急性参考用量）：0.06 mg/kg体重										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：オキソリニック酸とする。</p> <p>① 長期暴露評価  <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%)<sup>注</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>14.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>28.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>18.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。      推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価  <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出<sup>注</sup>したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI／ADI (%) <sup>注</sup>	国民全体（1歳以上）	14.7	幼小児（1～6歳）	28.3	妊婦	11.3	高齢者（65歳以上）	18.3
	EDI／ADI (%) <sup>注</sup>										
国民全体（1歳以上）	14.7										
幼小児（1～6歳）	28.3										
妊婦	11.3										
高齢者（65歳以上）	18.3										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米（玄米をいう。）	0.01	0.3	○			<0.01, <0.01※1
とうもろこし	0.01	0.01	○			<0.01, <0.01, <0.01 (未成熟とうもろこし)
ばれいしょ さといも類（やつがしらを含む。） こんにゃくいも	0.2 0.02 0.5	0.3 申 0.5	○ 申 ○			0.03, 0.04(¥) <0.01, <0.01, 0.01 0.06, 0.12(¥)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根 だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 はくさい キャベツ チンゲンサイ カリフラワー プロッコリー その他のあぶらな科野菜	0.07 15 2 1 2 0.3 1 5	0.06 15 2 2 2 0.3 0.2 5	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			<0.01～0.04(n=6)※2 0.96～6.90(n=6)※2 0.44, 0.52(¥) 0.04～0.54(n=4) 0.64, 0.70(¥) 0.06, 0.07(¥) 0.04, 0.06, 0.46※2 1.40, 1.55(¥)(さんとうさい)
エンダイブ レタス（サラダ菜及びちしやを含む。） その他のきく科野菜	1 5 0.2	1 6 0.2	○ ○ ○			0.22, 0.5(¥) 1.01, 1.68(¥)(レタス) 0.01, 0.04(¥)(トレビス)
たまねぎ ねぎ（リーキを含む。）	0.1 3	0.1 4	○ ○			0.01, 0.02(¥) 0.08, 1.04(¥)(根深ねぎ)、0.16, 1.10(¥)(葉ねぎ)
にんにく アスパラガス その他のゆり科野菜	0.05 0.7 0.3	0.05 0.7 0.3	○ ○ ○			<0.01, <0.01(¥) 0.05, 0.30(¥) 0.06, 0.08(¥)(らっきょう)
にんじん パセリ セロリ	0.2 3 1	0.2 3 1	○ ○ ○			0.02, 0.04(¥) 0.43, 1.28(¥) 0.06, 0.32(¥)
ピーマン	3	3	○			0.40, 1.11(¥)
かぼちゃ（スカッシュを含む。） メロン類果実（果皮を含む。）	1 0.8	2 申	○ 申			0.12～0.50(¥)(n=4)(きゅうり)※2※3 0.20, 0.20, 0.33
みかん（外果皮を含む。）	5	申				0.89～2.05(n=6)（みかん）、0.62（ゆず）、1.18（かぼす）、2.36（すだち）
なつみかんの果実全体	5	申				（みかん（外果皮を含む。）参照）
レモン	5	申				（みかん（外果皮を含む。）参照）
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	申				（みかん（外果皮を含む。）参照）
グレープフルーツ	5	申				（みかん（外果皮を含む。）参照）
ライム	5	申				（みかん（外果皮を含む。）参照）
その他のかんきつ類果実	5	申				（みかん（外果皮を含む。）参照）
日本なし 西洋なし	0.3 0.3	0.3 0.3	○ ○			0.06, 0.06(¥) (日本なし参照)
もも（果皮及び種子を含む。） ネクタリン あんず（アプリコットを含む。） すもも（ブルーンを含む。） うめ	5 1 20 0.7 20	5 1 30 0.7 30	○ ○ ○ ○ ○			0.85, 1.58(¥) 0.12, 0.31(¥) (うめ参照) 0.05, 0.30(¥) 0.86～9.04(¥)(n=4)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
茶	20	20	○			11.7, 12.6(¥) (荒茶)
その他のスパイス	30		申			6.76~10.4(n=6) (みかん(果皮))
その他のハーブ		2				
牛の筋肉	0.1	0.1	○			推 : 0.117 (投与5日後)
豚の筋肉	0.02	0.02	○			<0.02(n=6) (投与5日後)
牛の脂肪	0.07	0.05	○			推 : 0.066 (投与5日後)
豚の脂肪	0.02	0.02	○			<0.02(n=3) (投与5日後)
牛の肝臓	0.2	0.1	○			推 : 0.225 (投与5日後)
豚の肝臓	0.02	0.02	○			<0.02(n=6) (投与5日後)
牛の腎臓	0.6	0.1	○			推 : 0.58 (投与5日後) (統計学的解析)
豚の腎臓	0.02	0.02	○			<0.02(n=6) (投与5日後)
牛の食用部分	0.09	0.1	○			推 : 0.086 (投与5日後) (小腸)
豚の食用部分	0.02	0.02	○			<0.02(n=6) (投与5日後) (小腸)
鶏の筋肉	0.03	0.03	○			<0.03(n=5) (投与5日後)
鶏の脂肪	0.1	0.1	○			推 : 0.107 (皮膚) (投与5日後)
鶏の肝臓	0.04	0.04	○			<0.04(n=5) (投与5日後)
鶏の腎臓	0.04	0.04	○			<0.04(n=5) (投与5日後)
鶏の食用部分	0.1	0.1	○			(鶏の脂肪参照)
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	0.1	0.1	○			<0.10(n=1) (投与14日後) (アユ)
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	0.1	0.1	○			<0.10(n=1) (投与25日後) (ウナギ)
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	0.06	0.06	○			<0.06(n=5) (投与16日後) (ブリ)
魚介類 (その他の魚類に限る。)	0.05	0.05	○			<0.05(n=5) (投与28日後) (コイ)
魚介類 (甲殻類に限る。)		0.03				
はちみつ	0.05					※4

太枠 : 本基準 (暫定基準以外の基準) を見直した基準値

○ : 既に、国内において登録等がされているもの

申 : 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#) : 適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥) : 基準値設定の根拠とした作物残留試験成績 (最大値)

推 : 推定される残留濃度

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添5「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について」に基づき設定。

※2)だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、プロッコリー及びかぼちゃ(スカッシュを含む。)については、プロポーションナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、20.0%WPの1000倍散布を基に換算した。

※3)きゅうりの作物残留試験でズッキーニの作物残留試験を代替している。

※4)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

オキソリニック酸については、以下のとおり食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

### オキソリニック酸

今回残留基準を設定する「オキソリニック酸」の規制対象は、オキソリニック酸とする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
とうもろこし	0.01
ばれいしょ	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
こんにゃくいも	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.07
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	15
はくさい	2
キャベツ	1
チングンサイ	2
カリフラワー	0.3
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜 <sup>注1)</sup>	5
エンダイブ	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	5
その他のきく科野菜 <sup>注2)</sup>	0.2
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	3
にんにく	0.05
アスパラガス	0.7
その他のゆり科野菜 <sup>注3)</sup>	0.3
にんじん	0.2
パセリ	3
セロリ	1
ピーマン	3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.8

食品名	残留基準値 ppm
みかん (外果皮を含む。)	5
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 <sup>注4)</sup>	5
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
もも (果皮及び種子を含む。)	5
ネクタリン	1
あんず (アブリコットを含む。)	20
すもも (ブルーンを含む。)	0.7
うめ	20
茶	20
その他のスパイス <sup>注5)</sup>	30
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.07
豚の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.6
豚の腎臓	0.02
牛の食用部分 <sup>注6)</sup>	0.09
豚の食用部分	0.02
鶏の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.04
鶏の食用部分	0.1
魚介類 (さけ目魚類 <sup>注7)</sup> に限る。)	0.1
魚介類 (うなぎ目魚類に限る。)	0.1

食品名	残留基準値 ppm
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.06
魚介類（その他の魚類 <sup>注8)</sup> に限る。）	0.05
はちみつ	0.05

- 注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注5) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注6) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注7) 「さけ目魚類」には、さけ目魚類のほか、にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。
- 注8) 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目魚類（にしん目魚類及びきゅうりうお目魚類を含む。）、うなぎ目魚類及びすざき目魚類以外のものをいう。

## プロフラニリド (Broflanilide)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	<p>農薬取締法に基づく新規製剤の登録申請に伴う基準値設定依頼（新規：ねぎ、にら等）及び適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：しゅんぎく、ほうれんそう等）並びに「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請（ピーマン）を受け、残留基準を設定するもの。</p> <p>令和7年9月17日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。</p>										
用途	農薬及び動物用医薬品／殺虫剤										
我が国の登録・承認状況	<p>農薬：だいす、小豆類等を対象作物に登録されている。</p> <p>動物用医薬品：鶏を対象動物に承認されている。</p>										
諸外国の状況	<p>FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2022年にADIが設定され、同年にARfDは設定の必要なしと評価されている。国際基準は穀類、畜産物等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、とうもろこし等に、カナダにおいてばれいしょ、とうもろこし等に、豪州においてブロッコリー、キャベツ等に基準値が設定されている。また、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価はなされていない。</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：農産物及びはちみつにあっては、プロフラニリドとし、畜産物にあっては、プロフラニリド及び代謝物B【3-ベンズアミド-N-[2-ブロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロベンズアミド】とする。</p>										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI（許容一日摂取量）：0.017 mg/kg体重/日</p> <p>ARfD（急性参考用量）：設定の必要なし</p>										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：農産物にあっては、プロフラニリドとし、畜産物にあっては、プロフラニリド及び代謝物Bとする。</p> <p>① 長期暴露評価  <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%)<sup>注)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>20.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>33.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>24.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。      推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p>		EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>	国民全体（1歳以上）	20.5	幼小児（1～6歳）	33.8	妊婦	20.6	高齢者（65歳以上）	24.7
	EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>										
国民全体（1歳以上）	20.5										
幼小児（1～6歳）	33.8										
妊婦	20.6										
高齢者（65歳以上）	24.7										

答申案	<p>別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。</p>
-----	--

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.001			0.001		
大麦	0.001			0.001		
ライ麦	0.001			0.001		
とうもろこし	0.01	0.01	○	0.001		<0.01, <0.01, <0.01(未成熟とうもろこし)
そば	0.001			0.001		
その他の穀類	0.001			0.001		
大豆	0.07	0.07	○			<0.01~0.05(n=6)(だいぞう)、<0.01, 0.01, 0.02(あずき)、<0.01, <0.01, 0.01(えんどうまめ)
小豆類	0.07	0.07	○			(大豆参照)
えんどう	0.07	0.07	○			(大豆参照)
そら豆	0.07	0.07	○			(大豆参照)
らっかせい	0.07	0.07	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.07	0.07	○			(大豆参照)
ばれいしょ	0.04	0.04		0.04		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04	0.04	○	0.04		
かんしょ	0.04	0.04	○	0.04		
やまいも(長いもをいう。)	0.04	0.04		0.04		
こんにゃくいも	0.04	0.04		0.04		
その他のいも類	0.04	0.04		0.04		
てんさい	0.01	0.01	○			<0.01, <0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	0.01	○	0.01		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	9	9	○			0.80~4.40(n=6)
かぶ類の根	0.04	0.04	○			<0.01, 0.01, 0.02
かぶ類の葉	6	6	○			1.42, 1.95, 2.58
はくさい	2	2	○	2		
キャベツ	2	2	○	2		
芽キャベツ	0.7		申			0.06~0.48(n=6)(はくさい)、0.04~0.19(n=6)(キャベツ)
ケール	10	10	○			1.26, 3.61(¥)(たかな)
こまつな	6	6	○			1.20, 1.70, 2.28
きょうな	5	5	○			2.06, 2.30(¥)(みずな)
チンゲンサイ	10	10	○			(ケール参照)
カリフラワー	1	2	○			(ブロッコリー参照)
ブロッコリー	1	2	○			0.33, 0.36, 0.73
その他のあぶらな科野菜	10	10	○			(ケール参照)
チコリ	15	15	○			(レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)参照)
エンダイブ	15	15	○			(レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)参照)
しゅんぎく	15	申				3.52, 3.78, 6.66
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	15	15	○			3.22, 6.07(サラダ菜)、1.54(リーフレタス)
その他のきく科野菜	15	15	○			(レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)参照)
たまねぎ	0.01		申			<0.01~0.01(n=6)
ねぎ(リーキを含む。)	2	3	○			0.10~1.32(n=6)(ねぎ)、0.10(根深ねぎ)、0.08, 0.25(葉ねぎ)
にんにく	0.05		申			<0.01, <0.01(¥)
にら	4		申			0.72, 1.14, 1.30
アスパラガス	0.7	0.7	○			0.14, 0.25(¥)
その他のゆり科野菜	0.05		申			(にんにく参照)
ピーマン	0.4		IT			【0.10, 0.13, 0.13(韓国)】
その他のうり科野菜	0.04	0.04		0.04		
ほうれんそう	15		申			3.00~8.01(n=6)
しょうが	0.04	0.04	申	0.04		
未成熟えんどう	1	1	○			0.26, 0.50(¥)(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.6	0.6	○			0.07, 0.19, 0.24(さやいんげん)
えだまめ	0.8	0.8	○			0.11, 0.27, 0.34
その他の野菜	1	1	○	0.04		(未成熟えんどう参照)
みかん(外果皮を含む。)	1		申			0.15~0.69(n=6)
なつみかんの果実全体	1		申			(みかん(外果皮を含む。)参照)
レモン	0.4		申			0.03(かぼす)、0.03(すだち)、0.14(ゆず)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1		申			(みかん(外果皮を含む。)参照)
グレープフルーツ	1		申			(みかん(外果皮を含む。)参照)
ライム	0.4		申			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	1		申			(みかん(外果皮を含む。)参照)
おうとう(チェリーを含む。)	1		申			0.28, 0.45(¥)
ぶどう	3		申			0.76, 0.96, 1.30
かき	0.3		申			0.04~0.14(n=6)
マンゴー	0.3		申			0.05, 0.08(¥)
その他のオイルシード(オオバコの種子、チアの種子(チアシード)及びプランタゴ・オバタの種子に限る。)	0.001			0.001		
茶	30		申	0.01		0.67~16.4(n=6)(荒茶)
コーヒード	0.01	0.01				
その他のスパイス	6		申			0.76~2.96(n=6)(みかんの果皮)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のハーブ	10	10	○			(ケール参照)
牛の筋肉	0.2	0.2		0.15		
豚の筋肉	0.2	0.2		0.15		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.15		
牛の脂肪	0.2	0.2		0.15		
豚の脂肪	0.2	0.2		0.15		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.15		
牛の肝臓	0.03	0.03		0.03		
豚の肝臓	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03	0.03		0.03		
牛の腎臓	0.03	0.03		0.03		
豚の腎臓	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03	0.03		0.03		
牛の食用部分	0.03	0.03		0.03		
豚の食用部分	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03	0.03		0.03		
乳	0.02	0.02		0.015		
鶏の筋肉	0.02	0.02	○	0.02		<0.02(n=6)(投与7日後)
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02		
鶏の脂肪	0.8	0.8	○	0.15		推：0.76(皮膚)(投与7日後)(統計学的解析)
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2		0.15		
鶏の肝臓	0.3	0.3	○	0.03		推：0.27(投与7日後)(統計学的解析)
その他の家きんの肝臓	0.03	0.03		0.03		
鶏の腎臓	0.05	0.05	○	0.03		推：0.048(投与7日後)
その他の家きんの腎臓	0.03	0.03		0.03		
鶏の食用部分	0.05	0.05	○	0.03		推：0.046(心臓)(投与7日後)
その他の家きんの食用部分	0.03	0.03		0.03		
鶏の卵	0.1	0.1	○	0.03		推：0.128(投与15日後)
その他の家きんの卵	0.03	0.03		0.03		
はちみつ	0.05	0.05				※1
とうもろこし粉				0.002		※2

太枠：本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線：食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○：既に、国内において登録等がされているもの

申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(Y)：基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

IT：海外で設定されている基準値を参考するようインポートトレランス申請されたもの。ただし、提出された作物残留試験結果と参照国の基準値に乖離があり、参照国の基準値が作物残留試験結果から計算される基準値より高い場合については、作物残留試験成績を基に基準値を設定した。

推：推定される残留濃度

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※2)加工食品である「とうもろこし粉」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRはとうもろこし粉の加工係数を2.10と算出している。

プロフラニリドについては、以下のとおり食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定することが適当である。

### プロフラニリド

今回残留基準を設定する「プロフラニリド」の規制対象は、農産物及びはちみつにあっては、プロフラニリドとし、畜産物にあっては、プロフラニリド及び代謝物B【3-ベンズアミド-N-[2-ブロモ-4-(ペルフルオロプロパン-2-イル)-6-(トリフルオロメチル)フェニル]-2-フルオロベンズアミド】とする。ただし、代謝物Bは、プロフラニリドの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.001
大麦	0.001
ライ麦	0.001
とうもろこし	0.01
そば	0.001
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.001
大豆	0.07
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.07
えんどう	0.07
そら豆	0.07
らっかせい	0.07
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.07
ばれいしょ	0.04
さといも類（やつがしらを含む。）	0.04
かんしょ	0.04
やまいも（長いもをいう。）	0.04
こんにゃくいも	0.04
その他のいも類 <sup>注4)</sup>	0.04
てんさい	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	9
かぶ類の根	0.04
かぶ類の葉	6
はくさい	2
キャベツ	2
芽キャベツ	0.7
ケール	10
こまつな	6
きょうな	5
チンゲンサイ	10

食品名	残留基準値 ppm
カリフラワー	1
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜 <sup>注5)</sup>	10
チコリ	15
エンダイブ	15
しゅんぎく	15
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15
その他のきく科野菜 <sup>注6)</sup>	15
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	2
にんにく	0.05
にら	4
アスパラガス	0.7
その他のゆり科野菜 <sup>注7)</sup>	0.05
ピーマン	0.4
その他のうり科野菜 <sup>注8)</sup>	0.04
ほうれんそう	15
しょうが	0.04
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	0.6
えだまめ	0.8
その他の野菜 <sup>注9)</sup>	1
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	0.4
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	0.4
その他のかんきつ類果実 <sup>注10)</sup>	1
とうとう（チェリーを含む。）	1
ぶどう	3
かき	0.3
マンゴー	0.3
その他のオイルシード <sup>注11)</sup> （オオバコの種子、チアの種子（チアシード）及びプランタゴ・オバタの種子に限る。）	0.001
茶	30

食品名	残留基準値 ppm
コーヒー豆	0.01
その他のスパイス <sup>注12)</sup>	6
その他のハーブ <sup>注13)</sup>	10
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注14)</sup> の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.03
豚の肝臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03
牛の食用部分 <sup>注15)</sup>	0.03
豚の食用部分	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん <sup>注16)</sup> の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.8
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.3
その他の家きんの肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.03
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.03
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.03
はちみつ	0.05

- 注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- 注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しじうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注11) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 注12) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しじうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注13) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注14) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注15) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注16) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

イソシクロセラム (Isocycloseram)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請（新規：トマト、りんご等）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年9月17日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2023年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はコーヒー豆、だいず等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、豪州において葉菜類、トマト等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イソシクロセラムとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.009 mg/kg体重/日 ARfD（急性参考用量）：0.15 mg/kg体重（一般の集団） ：0.075 mg/kg体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：農産物にあっては、イソシクロセラムとし、畜産物にあっては、イソシクロセラム、代謝物G【N-(1-アミノ-3-ヒドロキシ-1-オキソプロパン-2-イル)-4-(5-(3,5-ジクロロ-4-フルオロフェニル)-5-(トリフルオロメチル)-4,5-ジヒドロ-イソキサゾール-3-イル)-2-メチルベンズアミド】及び代謝物H【4-(5-(3,5-ジクロロ-4-フルオロフェニル)-5-(トリフルオロメチル)-4,5-ジヒドロ-イソキサゾール-3-イル)-2-メチル-N-(3-オキソ-イソキサゾリジン-4-イル)ベンズアミド】とする。</p> <p>① 長期暴露評価  <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%) <sup>注)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>19.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>8.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。      推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価  <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出<sup>注)</sup>したところ、国民全体（1歳以上）、幼小児（1～6歳）及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性のそれぞれ（14～50歳）における摂取量はARfDを超えておらず、食</u></p>		EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>	国民全体（1歳以上）	7.5	幼小児（1～6歳）	19.2	妊婦	7.7	高齢者（65歳以上）	8.4
	EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>										
国民全体（1歳以上）	7.5										
幼小児（1～6歳）	19.2										
妊婦	7.7										
高齢者（65歳以上）	8.4										

	<p><u>品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度(HR)又は中央値(STMR)を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>
答申案	<p>別紙2のとおり。</p> <p>※答申案では、食品、添加物等の規格基準(厚生省告示第370号)において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。</p>

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
とうもろこし	0.01			0.01		
大豆	0.2			0.15		
ばれいしょ	0.01			0.01		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.03		申			<0.01~0.02(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	6		申			0.09~2.84(n=6)
はくさい	0.3		申			0.01~0.13(n=6)(はくさい)、 0.06,0.13(キャベツ)
キャベツ	4		申	4		
芽キャベツ	2		申	2		
カリフラワー	0.5		申	0.5		
ブロッコリー	0.7		申	0.7		
その他のあぶらな科野菜	0.3		申			(はくさい参照)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.5		申			0.01~0.21(n=6)
たまねぎ	0.01		申	0.01		
ねぎ(リーキを含む。)	0.2		申			0.02~0.09(n=6)
にんにく	0.01		申			<0.01(n=6)(たまねぎ)
にら	0.2		申			(ねぎ(リーキを含む。)参照)
わけぎ	0.2		申			(ねぎ(リーキを含む。)参照)
その他のゆり科野菜	0.2		申			(ねぎ(リーキを含む。)参照)
トマト	0.6		申	0.5		0.15~0.28(n=4)(ミニトマト)、 0.10,0.18(トマト)
ピーマン	1		申	0.3		0.09, 0.45, 0.55
なす	0.3		申	0.3		0.05~0.19(n=6)
その他のなす科野菜	0.6			0.6		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2		申	0.1		0.04~0.10(n=6)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1		申	0.09		0.02,0.03(すいか)、 0.02,0.04,0.06(メロン)
しろうり	0.2			0.15		
すいか(果皮を含む。)	0.1		申			(かぼちゃ(スカッシュを含む。) 参照)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2		申	0.15		
まくわうり(果皮を含む。)	0.2		申	0.15		
その他のうり科野菜	0.1		申			(かぼちゃ(スカッシュを含む。) 参照)
みかん(外果皮を含む。)	0.5		申	0.4		0.07~0.21(n=6)
なつみかんの果実全体	0.5		申	0.3		(みかん(外果皮を含む。) 参照)
レモン	0.5		申	0.5		(みかん(外果皮を含む。) 参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5		申	0.4		(みかん(外果皮を含む。) 参照)
グレープフルーツ	0.5		申	0.3		(みかん(外果皮を含む。) 参照)
ライム	0.5		申	0.5		(みかん(外果皮を含む。) 参照)
その他のかんきつ類果実	0.5		申	0.5		(みかん(外果皮を含む。) 参照)
りんご	0.4		申	0.4		
日本なし	0.4		申	0.4		
西洋なし	0.4		申	0.4		
マルメロ	0.4			0.4		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4			0.4		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
もも(果皮及び種子を含む。)	0.3		申	0.3		
ネクタリン	0.3		申	0.3		
あんず(アプリコットを含む。)	0.3		申	0.3		
すもも(ブルーンを含む。)	0.4		申	0.4		
うめ	0.3		申	0.3		
おうとう(チェリーを含む。)	1		申	1		
かき	0.4			0.4		
その他の果実	0.4			0.4		
綿実	0.5			0.5		
茶	15		申			1.70~9.26 (n=8)
コーヒー豆	0.04			0.04		
その他のスパイス	2		申	0.5		0.30~1.00 (n=6)(みかん 果皮)
その他のハーブ	0.2		申			(ねぎ(リーキを含む。)参照)
牛の筋肉	0.01			0.02		推:0.009※1 (牛の筋肉参照)※1 (牛の筋肉参照)※1
豚の筋肉	0.01			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.02		
牛の脂肪	0.2			0.4		推:0.163※1 (牛の脂肪参照)※1 (牛の脂肪参照)※1
豚の脂肪	0.2			0.4		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2			0.4		
牛の肝臓	0.1			0.3		推:0.098※1 (牛の肝臓参照)※1 (牛の肝臓参照)※1
豚の肝臓	0.1			0.3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1			0.3		
牛の腎臓	0.03			0.3		推:0.029※1 (牛の腎臓参照)※1 (牛の腎臓参照)※1
豚の腎臓	0.03			0.3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03			0.3		
牛の食用部分	0.1			0.3		(牛の肝臓参照)※1 (牛の肝臓参照)※1 (牛の肝臓参照)※1
豚の食用部分	0.1			0.3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1			0.3		
乳	0.03			0.05		推:0.025※1
はちみつ	0.05					※2
トマト(乾燥させたもの)				2		※3
とうがらし(乾燥させたもの)				4.2		※3
食用かんきつ油				80		※3
すもも(乾燥させたもの)	2			1.5		

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

※1)イソシクロセラムの規制対象はイソシクロセラムであるが、畜産物の国際基準は暴露評価対象であるイソシクロセラム、代謝物G及び代謝物Hの合計残留濃度を根拠として設定されていると考えられることから、国際基準を参照せず、イソシクロセラムの推定残留濃度を根拠として基準値を設定した。

※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準値設定の方法について」に基づき設定。

※3)加工食品である「トマト(乾燥させたもの)」、「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「食用かんきつ油」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRの評価書はトマト(乾燥させたもの)、とうがらし(乾燥させたもの)及び食用かんきつ油の加工係数をそれぞれ3.2、7及び200と算出している。

答申（案）

(別紙2)

イソシクロセラムについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適當である。

### イソシクロセラム

今回残留基準を設定する「イソシクロセラム」の規制対象は、イソシクロセラムとする。

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.2
ばれいしょ	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	6
はくさい	0.3
キャベツ	4
芽キャベツ	2
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	0.7
その他のあぶらな科野菜 <sup>注1)</sup>	0.3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.5
たまねぎ	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.2
にんにく	0.01
にら	0.2
わけぎ	0.2
その他のゆり科野菜 <sup>注2)</sup>	0.2
トマト	0.6
ピーマン	1
なす	0.3
その他のなす科野菜 <sup>注3)</sup>	0.6
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1
しろうり	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
まくわうり（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜 <sup>注4)</sup>	0.1

食品名	残留基準値 ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.5
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 <sup>注5)</sup>	0.5
りんご	0.4
日本なし	0.4
西洋なし	0.4
マルメロ	0.4
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	0.3
ネクタリン	0.3
あんず（アプリコットを含む。）	0.3
すもも（ブルーンを含む。）	0.4
うめ	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	1
かき	0.4
他の果実 <sup>注6)</sup>	0.4
綿実	0.5
茶	15
コーヒー豆	0.04
他のスパイス <sup>注7)</sup>	2
他のハーブ <sup>注8)</sup>	0.2
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注9)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.03

食品名	残留基準値 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03
牛の食用部分 <small>注10)</small>	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.03
はちみつ	0.05
すもも（乾燥させたもの）	2

- 注1) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注2) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注5) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注6) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注7) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注8) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注9) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注10) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル  
(Quinalofop-ethyl and Quinalofop-P-tefuryl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：茶及びなたね）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年9月17日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／除草剤										
我が国の登録状況	農薬：だいす、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において豆類、てんさい等に、EUにおいてばれいしょ、にんじん等に、カナダにおいてきゅうり、豆類等に、豪州において豆類、乳等に、ニュージーランドにおいて豆類、トマト等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：キザロホップエチル、キザロホップPエチル、キザロホップPテフリル及び代謝物B【2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】（加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む。）とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.009 mg/kg体重/日 ARfD（急性参考用量）：0.3 mg/kg体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：キザロホップエチル、キザロホップPエチル、キザロホップPテフリル及び代謝物B（加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む。）とする ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%) <sup>注)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>9.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。  推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出<sup>注)</sup>したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれは</u>		EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>	国民全体（1歳以上）	8.4	幼小児（1～6歳）	17.4	妊婦	8.5	高齢者（65歳以上）	9.0
	EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>										
国民全体（1歳以上）	8.4										
幼小児（1～6歳）	17.4										
妊婦	8.5										
高齢者（65歳以上）	9.0										

	<p><u>ないものと考えられる。</u> 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>
答申案	<p>別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。</p>

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
小麦	0.05	0.05			0.05 §	米国	【<0.05(‡)(n=32)(米国)】*
大麦	0.05	0.05			0.05 §	米国	【<0.05(‡)(n=25)(米国)】*
そば	3	3	○				0.49,1.41(¥)
大豆	0.5	0.5	○				0.134,0.199(¥)
小豆類	0.2	0.1	○				【<0.05~0.136(n=8)(米国いんげんまめ)】
えんどう	0.2	0.2			0.25 §	米国	【<0.05~0.063(‡)(n=14)(米国)】
そら豆	0.2	0.2					【小豆類参照】
らっかせい	0.02	0.02	○				<0.0046,<0.0046(‡)(¥)
その他の豆類	0.2	0.2					【小豆類参照】
ばれいしょ	0.1	0.1	○				0.0097,0.0134(¥)
かんしょ	0.03	0.05	○				<0.0046,0.0069(¥)
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○				<0.0093,<0.0093(¥)
てんさい	0.1	0.1	○				0.014,0.016(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2	○				0.029,0.037(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○				2.28,3.30(¥)
はくさい	0.02	0.02	○				<0.0028,<0.0028(¥)
キャベツ	0.3	0.3	○				0.020,0.058(¥)
カリフラワー		0.05					
ブロッコリー	0.7	0.7	○				0.22,0.22(¥)
ごぼう	0.02	0.02	○				<0.01,<0.01,0.01
たまねぎ	0.02	0.02	○				<0.0046,<0.0046(¥)
アスパラガス	0.02	0.02	○				<0.0032,<0.0032(¥)
にんじん	0.05	0.05	○				<0.0046,0.0111(¥)
セロリ	0.1	0.1	○				<0.0028,0.0139(¥)
トマト		0.02					
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02					
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02					
すいか	0.02	0.02	○				<0.0028,<0.0028(¥)(果肉)
メロン類果実(果皮を含む。)		0.02					
未成熟えんどう	0.05	0.05					【<0.05(n=14)(米国)】
未成熟いんげん	0.2	0.2			0.25 §	米国	【<0.05~0.110(n=8)(米国)】
えだまめ	0.3	0.3	○				0.037,0.051(¥)
その他の野菜		0.02					
みかん(外果皮を含む。)	0.01	0.01	○				<0.01,<0.01※1
なつみかんの果実全体	0.01	0.01	○				(みかん(外果皮を含む。)参照)※1
レモン	0.01	0.01	○				(みかん(外果皮を含む。)参照)※1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01	0.01	○				(みかん(外果皮を含む。)参照)※1
グレープフルーツ	0.01	0.01	○				(みかん(外果皮を含む。)参照)※1
ライム	0.01	0.01	○				(みかん(外果皮を含む。)参照)※1
その他のかんきつ類果実	0.01	0.01	○				(みかん(外果皮を含む。)参照)※1
りんご	0.01	0.01	○				<0.01,<0.01※1
もも(果皮及び種子を含む。)	0.01	0.01	○				<0.01,<0.01※1
いちご	0.02	0.02	○				<0.0023,<0.0023(¥)
ぶどう	0.01	0.01	○				<0.01,<0.01※1
かき	0.01	0.01	○				<0.01,<0.01※1
パイナップル	0.05	0.05					【<0.05,<0.05(米国)】※1
ひまわりの種子	3	3			3 §	米国	【0.13~1.21(n=8)(米国)】
べにばなの種子	3	3			3 §	米国	【ひまわりの種子参照】
綿実	0.05	0.05					【<0.05(n=10)(米国)】
なたね		3	1	○・申			0.66,0.96,1.32
その他のオイルシード	0.05	0.05			0.05 §	米国	【<0.05(n=4)(米国亜麻)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
茶	0.05		申			<0.01～0.03(n=7)
その他のスパイス	0.01	0.01	○			<0.01,<0.01(温州みかんの果皮)※1
その他のハーブ	2	2		2.0 §	米国	【0.13, 0.39(米国ペパーミント)、0.89(米国スペアミント)】
牛の筋肉	0.02	0.02				推:<0.02
豚の筋肉	0.02	0.02				推:<0.02
他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.05	0.05				推:<0.05
豚の脂肪	0.05	0.05				推:<0.05
他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.05	0.05				推:<0.05
豚の肝臓	0.05	0.05				推:<0.05
他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05				(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.05	0.05				推:<0.05
豚の腎臓	0.05	0.05				推:<0.05
他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05				(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.05	0.05				(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.05	0.05				(豚の肝臓参照)
他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05				(牛の肝臓参照)
乳	0.01	0.01				推:<0.01
鶏の筋肉	0.02	0.02				推:<0.02
他の家きんの筋肉	0.02	0.02				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.05	0.05				推:<0.05
他の家きんの脂肪	0.05	0.05				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.05	0.05				推:<0.05
他の家きんの肝臓	0.05	0.05				(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.05	0.05				推:<0.05
他の家きんの腎臓	0.05	0.05				(鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.05	0.05				(鶏の肝臓参照)
他の家きんの食用部分	0.05	0.05				(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.02	0.02				推:<0.02
他の家きんの卵	0.02	0.02				(鶏の卵参照)
魚介類	0.1	0.1				推:0.10
はちみつ	0.05	0.05				※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

基準値案、基準値現行、参考基準値及び作物残留試験成績は代謝物Bとしての濃度でそれぞれ示している。

§ 米国の参考基準値は米国の規制対象であるキザロホップエチルで示されている。

＊現在は米国において出芽前の適用が他社製品で認められているが、米国の基準値には変更はない。

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添5「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について」に基づき設定。

※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

キザロホップエチル及びキザロホップPテフリルについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

#### キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル

今回残留基準を設定する「キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル」の規制対象は、キザロホップエチル、キザロホップPエチル、キザロホップPテフリル及び代謝物B【2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェノキシ]プロピオニ酸】（加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む。）とする。ただし、キザロホップエチル、キザロホップPエチル、キザロホップPテフリル及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物は、代謝物Bの濃度に換算するものとする。なお、代謝物Bはプロパキザホップの使用によっても残留する可能性があるため、留意すること。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
そば	3
大豆	0.5
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
らっかせい	0.02
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	0.2
ばれいしょ	0.1
かんしょ	0.03
やまいも（長いもをいう。）	0.05
てんさい	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10
はくさい	0.02
キャベツ	0.3
ブロッコリー	0.7
ごぼう	0.02
たまねぎ	0.02
アスパラガス	0.02
にんじん	0.05
セロリ	0.1

食品名	残留基準値 ppm
すいか	0.02
未成熟えんどう	0.05
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.3
みかん（外果皮を含む。）	0.01
なつみかんの果実全体	0.01
レモン	0.01
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.01
グレープフルーツ	0.01
ライム	0.01
その他のかんきつ類果実 <sup>注3)</sup>	0.01
りんご	0.01
もも（果皮及び種子を含む。）	0.01
いちご	0.02
ぶどう	0.01
かき	0.01
パイナップル	0.05
ひまわりの種子	3
べにばなの種子	3
綿実	0.05
なたね	3
その他のおイルシード <sup>注4)</sup>	0.05
茶	0.05
その他のスパイス <sup>注5)</sup>	0.01
その他のハーブ <sup>注6)</sup>	2
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注7)</sup> の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05

食品名	残留基準値 ppm
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 <sup>注8)</sup>	0.05
豚の食用部分	0.05
他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.02
他の家きん <sup>注9)</sup> の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.05
他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.02
他の家きんの卵	0.02
魚介類	0.1
はちみつ	0.05

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注4) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 注5) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注6) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注7) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注8) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注9) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピフルブミド (Pyflubumide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：パッショングルーツ、食用花）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年9月17日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺ダニ剤										
我が国の登録状況	農薬：あずき、なす等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAQ/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2019年にADI及びARfDが設定されている。国際基準は設定されていない。米国、カナダ、欧州連合(EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において茶に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピフルブミドとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.0073 mg/kg体重/日 ARfD（急性参考用量）：0.09 mg/kg体重										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：ピフルブミド及び代謝物B【3'-イソブチル-1,3,5-トリメチル-4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-メトキシ-1-(トリフルオロメチル)エチル]ピラゾール-4-カルボキサニリド】とする。</p> <p>① 長期暴露評価  <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%)<sup>注)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>34.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>62.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>43.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。      推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価  <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出<sup>注)</sup>したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注）基準値案、暴露評価対象物質の残留濃度から推定される基準値に相当する値、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>	国民全体（1歳以上）	34.7	幼小児（1～6歳）	62.3	妊婦	23.1	高齢者（65歳以上）	43.0
	EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>										
国民全体（1歳以上）	34.7										
幼小児（1～6歳）	62.3										
妊婦	23.1										
高齢者（65歳以上）	43.0										

答申案	<p>別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。</p>
-----	--

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等* ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小豆類	0.2	0.3	○			<0.01,0.04(¥)
その他のあぶらな科野菜(たかなを除く。)	15		申			2.70,3.52,4.86(食用ぎく)
その他のきく科野菜	15		申			(その他のあぶらな科野菜(たかなを除く。)参照)
アスパラガス	1	1	○			0.24,0.36(¥)
その他のゆり科野菜	15		申			(その他のあぶらな科野菜(たかなを除く。)参照)
ピーマン	1	1	○			0.38,0.40(¥)
なす	0.5	0.7	○			0.13,0.14(¥)
その他のなす科野菜	15		申			(その他のあぶらな科野菜(たかなを除く。)参照)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.05,0.12(¥)
すいか(果皮を含む。)	0.2	0.3	○			0.03,0.04(¥)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.5	0.5	○			0.09,0.11(¥)
未成熟いんげん	1	2	○			0.34,0.46(¥)
その他の野菜(ずいき及びれんこんを除く。)	15		申			(その他のあぶらな科野菜(たかなを除く。)参照)
みかん(外果皮を含む。)	1	2	○			0.26~0.52(n=4)※1
なつみかんの果実全体	1	2	○			0.42,0.44(¥)
レモン	0.7	2	○			0.18(かほす)、0.30(¥)(すだち)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	2	○			(みかん(外果皮を含む。)参照)
グレープフルーツ	1	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7	2	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	1	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	1	1	○			0.14~0.52(n=8)
日本なし	0.5	0.7	○			0.14,0.20(¥)
西洋なし	0.5	0.7	○			(日本なし参照)
もも(果皮及び種子を含む。)	2	3	○			0.17,1.00(¥)
ネクタリン	0.7	0.7	○			0.14,0.25(¥)
あんず(アブリコットを含む。)	3	3	○			(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.3	0.3	○			0.04,0.06(¥)
うめ	3	3	○			0.99,1.26(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	2	3	○			0.68,0.97(¥)
いちご	1	1	○			0.34,0.40(¥)
ぶどう	2	2	○			0.50,0.56(¥)
かき	0.5	0.5	○			0.04,0.12(¥)
パッションフルーツ	1		申			0.18,0.36(¥)
その他の果実	1	1	○			0.26,0.44(¥)(いちじく)
茶	80	50	○			1.37~48.70(n=8)(荒茶)※1
その他のスパイス	6	5	○			1.24~2.50(n=4)(みかんの果皮)※1
その他のハーブ	25	25	○			16.40,18.20(¥)(しそ葉)
はちみつ	0.05					※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

\*:基準値案及び作物残留試験成績はピフルブミドとしての濃度で、基準値現行はピフルブミド及び代謝物Bの合計濃度(ピフルブミドに換算した値)としての濃度でそれぞれ示している。

※1)みかん(外果皮を含む。)、茶及びその他のスパイスについては、プロポーショナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、みかん(外果皮を含む。)、茶及びその他のスパイスは20.0%SC2000倍散布を基に換算した。

※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

ピフルブミドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適當である。

## ピフルブミド

今回残留基準を設定する「ピフルブミド」の規制対象は、ピフルブミドとする。

食品名	残留基準値 ppm
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.2
その他のあぶらな科野菜 <sup>注2)</sup> （たかなを除く。）	15
その他のきく科野菜 <sup>注3)</sup>	15
アスパラガス	1
その他のゆり科野菜 <sup>注4)</sup>	15
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 <sup>注5)</sup>	15
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
すいか（果皮を含む。）	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5
未成熟いんげん	1
その他の野菜 <sup>注6)</sup> （ずいき及びれんこんを除く。）	15
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 <sup>注7)</sup>	1
りんご	1
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	0.3
うめ	3
おうとう（チェリーを含む。）	2
いちご	1
ぶどう	2

食品名	残留基準値 ppm
かき	0.5
パッショングルーツ	1
その他の果実 <sup>注8)</sup>	1
茶	80
その他のスパイス <sup>注9)</sup>	6
その他のハーブ <sup>注10)</sup>	25
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッショングルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

フェンメディファム (Phenmedipharm)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと、及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、令和7年9月17日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／除草剤										
我が国の登録状況	農薬：てんさいを対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においててんさい、ほうれんそう等に、カナダにおいててんさい、ほうれんそう等に、EUにおいててんさい、パセリ等に、豪州においてビートの根、フダン草等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェンメディファムとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI (許容一日摂取量) : 0.046 mg/kg体重/日 ARfD (急性参考用量) : 設定の必要なし										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：フェンメディファムとする。</p> <p>① 長期暴露評価  <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: right;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%)<sup>注)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。      推定一日摂取量 (EDI) 試算法：作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等 × 各食品の平均摂取量</p>		EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>	国民全体（1歳以上）	0.0	幼小児（1～6歳）	0.0	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.0
	EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>										
国民全体（1歳以上）	0.0										
幼小児（1～6歳）	0.0										
妊婦	0.0										
高齢者（65歳以上）	0.0										
答申案	<p>別紙2のとおり。</p> <p>※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
てんさい	0.01	0.1	○			<0.005(#)(n=5)
ほうれんそう	0.3	0.5		0.3	EU	【<0.01～0.16(n=5)(EU)】

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

答申（案）

(別紙2)

フェンメディファムについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フェンメディファム

今回残留基準を設定する「フェンメディファム」の規制対象は、フェンメディファムとする。

食品名	残留基準値 ppm
てんさい	0.01
ほうれんそう	0.3

ベンジルアデニン (Benzyladenine)  
(別名) : ベンジルアミノプリン (Benzylaminopurine)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬登録申請（新規製剤の登録申請）に伴う基準値設定依頼（新規：りんご）がなされたことから、残留基準を設定するもの。 令和7年9月17日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／植物成長調整剤										
我が国の登録状況	農薬：アスパラガス、かぼちゃ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアボカド、きゅうり等に、豪州においてりんご、西洋なし等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ベンジルアデニンとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.062 mg/kg体重/日 ARfD（急性参考用量）：0.35 mg/kg体重										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：ベンジルアデニンとする。</p> <p>① 長期暴露評価  <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%)<sup>注)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。      推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価  <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出<sup>注)</sup>したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>	国民全体（1歳以上）	0.0	幼小児（1～6歳）	0.1	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.0
	EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>										
国民全体（1歳以上）	0.0										
幼小児（1～6歳）	0.1										
妊婦	0.0										
高齢者（65歳以上）	0.0										

答申案	<p>別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。</p>
-----	--

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
アスパラガス	0.1	0.3	○			<0.01~0.07(n=4)
かぼちや(スカッシュを含む。) すいか	0.03	0.05	○			<0.0075,<0.0075(¥)
	0.02	0.02	○			<0.0035,<0.0035(¥)(果肉)
みかん みかん(外果皮を含む。)	0.1	○				
	0.1	○				<0.0189,<0.0197(¥)
りんご	0.03	0.05	○・申			<0.0075,<0.0075(¥)
ぶどう	0.01	0.02	○			<0.005,<0.005,<0.005
その他のスパイス	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03(¥)(みかん果皮)
はちみつ	0.05					※1

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

ベンジルアデニンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適當である。

#### ベンジルアデニン

今回残留基準を設定する「ベンジルアデニン」の規制対象は、ベンジルアデニンとする。

食品名	残留基準値 ppm
アスパラガス	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.03
すいか	0.02
みかん（外果皮を含む。）	0.1
りんご	0.03
ぶどう	0.01
その他のスパイス <sup>注1)</sup>	0.2
はちみつ	0.05

注1) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

ジニトルミド (Dinitolmide)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しを行うもの。 令和7年11月28日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	動物用医薬品／抗原虫薬										
我が国の承認状況	動物用医薬品：鶏を対象動物に承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいて鶏及び七面鳥に、豪州において家きんに基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ジニトルミド及び代謝物3-ANOT【3-アミノ-5-ニトロ-o-トルアミド】とする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.006 mg/kg体重/日										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：ジニトルミド及び代謝物3-ANOTとする。</p> <p>① 長期暴露評価  <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)<sup>(注)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>21.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>51.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>16.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。      理論最大一日摂取量（TMDI）試算法：基準値案×各食品の平均摂取量</p>		TMDI/ADI (%) <sup>(注)</sup>	国民全体（1歳以上）	21.9	幼小児（1～6歳）	51.5	妊婦	21.9	高齢者（65歳以上）	16.5
	TMDI/ADI (%) <sup>(注)</sup>										
国民全体（1歳以上）	21.9										
幼小児（1～6歳）	51.5										
妊婦	21.9										
高齢者（65歳以上）	16.5										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
鶏の筋肉	3	0.1	○		3	米国 【総放射活性濃度:2.1, 2.3(7日間投与後0日)(米国) 【鶏の筋肉参照】】
その他の家きんの筋肉	3	3				
鶏の脂肪	2	2	○		2	米国 【総放射活性濃度:1.2(7日間投与後0日)(米国) 【鶏の脂肪参照】】
その他の家きんの脂肪	2	3				
鶏の肝臓	6	0.1	○		6	米国 【総放射活性濃度:6.3(7日間投与後0日)(米国) 【鶏の肝臓参照】】
その他の家きんの肝臓	6	4				
鶏の腎臓	6	6	○		6	米国 【鶏の肝臓参照】 【鶏の肝臓参照】】
その他の家きんの腎臓	6	6				
鶏の食用部分	6	6	○			【鶏の肝臓参照】 【鶏の肝臓参照】】
その他の家きんの食用部分	6	6				

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値（暫定基準）

○：既に、国内において承認等がされているもの

答申（案）

(別紙2)

ジニトルミドについては、以下のとおり食品中の動物用医薬品の残留基準を設定することが適當である。

ジニトルミド

今回残留基準を設定する「ジニトルミド」の規制対象は、ジニトルミド及び代謝物3-ANOT【3-アミノ-5-ニトロ-o-トルアミド】とする。

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	3
その他の家きん <sup>注1)</sup> の筋肉	3
鶏の脂肪	2
その他の家きんの脂肪	2
鶏の肝臓	6
その他の家きんの肝臓	6
鶏の腎臓	6
その他の家きんの腎臓	6
鶏の食用部分 <sup>注2)</sup>	6
その他の家きんの食用部分	6

注1) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

カルバリル (Carbaryl)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請（ごまの種子）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年11月28日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬及び動物用医薬品／殺虫剤、植物成長調整剤										
我が国の登録・承認状況	農薬：日本なし、みかん等を対象作物に登録されている。 動物用医薬品：牛及び鶏を対象動物に承認されている。										
諸外国の状況	FAQ/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2001年にADI及びARfDが設定されている。国際基準は小麦、かんきつ、陸棲哺乳類等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてほうれんそう、いちご等に、カナダにおいてかんきつ、かぶ等に、EUにおいて大麦、小麦等に、豪州において、アボカド、マンゴー等に、ニュージーランドにおいてキャベツ、トマト等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：カルバリルとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.0073 mg/kg体重/日 ARfD（急性参考用量）：0.01 mg/kg体重										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：カルバリルとする。</p> <p>① 長期暴露評価  <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: right;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">EDI／ADI (%)<sup>注</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>45.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>25.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。      推定一日摂取量(EDI) 試算法：作物残留試験成績の中央値(STMR) 等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価  <u>各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出<sup>注</sup>したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度(HR)又は中央値(STMR)を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		EDI／ADI (%) <sup>注</sup>	国民全体（1歳以上）	23.1	幼小児（1～6歳）	45.7	妊婦	17.1	高齢者（65歳以上）	25.6
	EDI／ADI (%) <sup>注</sup>										
国民全体（1歳以上）	23.1										
幼小児（1～6歳）	45.7										
妊婦	17.1										
高齢者（65歳以上）	25.6										

答申案	<p>別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。</p>
-----	--

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米（玄米をいう。）	1	1				※1
小麦 とうもろこし	2 0.1	2 0.1	○	2 0.1		
大豆 らっかせい	0.2 0.05	0.2 0.05		0.2 0.05	米国	【<0.02(n=8) (米国)】
ばれいしょ かんしょ	0.02 0.02	0.02 0.02	○	0.02		<0.005, <0.005(¥)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根 だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 かぶ類の根 はくさい キヤベツ	0.5 0.6 1 0.03 0.3	0.5 0.8 1 0.05 0.3	○ ○ ○ ○ ○	1		<0.01~0.22(n=4) <0.01~0.26(n=4) <0.0075, <0.0075(¥) <0.01, 0.08(¥)
アスパラガス				15		※2
にんじん パセリ その他のセリ科野菜	0.5 22 0.1	0.5 22 0.1		0.5 22 0.1	米国	【0.88~18.9(n=6) (米国ほうれんそう)】
トマト ピーマン なす その他のナス科野菜	1 5	1 5		5 5 1 5		※2 ※2
しろうり まくわうり（果皮を含む。） その他のうり科野菜（とうがんを除く。）	3 3 3	3 3 3		3.0 3.0 3.0	米国 米国 米国	【0.41~1.19(¥)(n=4) (米国カンタロープ)】 【しろうり参照】 【しろうり参照】
しょうが	0.1	0.1		0.1		
その他の野菜	0.1	0.1		0.1		
みかん（外果皮を含む。） なつみかんの果実全体 レモン オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実（ぽんかんを除く。）	15 15 15 15 15 15	15 5 15 5 15 15	○	15 15 15 15 15 15		2.22~5.67(n=4) ※2
りんご 日本なし 西洋なし	0.05 0.4 0.4	0.05 0.4 0.4	○ ○			<0.01, <0.01(¥) 0.06~0.2(n=4) (日本なし参照)
ネクタリン とうとう（チェリーを含む。）	10 7	10 7		10	米国	【0.96~5.46(n=7) (米国もも)】 【1.21~3.37(n=6) (米国)】※※
ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	12 12 3 5 3 12	12 12 3 5 3 12		12.0 12.0 3.0 5 3.0 12.0	米国 米国 米国 米国 米国 米国	【6.21~11.57(¥)(n=4) (¥)(米国)】 【ラズベリー参照】 【0.58, 2.21(¥)(#)(米国)】 【ブルーベリー参照】 【ラズベリー参照】
その他の果実（いちじくを除く。）	30	30		30		
ひまわりの種子 ごまの種子	0.2 3	0.2	IT	0.2	3 パラグアイ	【0.01~1.47(n=6) (パラグアイ)】
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1		1 1 1 1 1 1		
その他のスパイス	80	80	○	15		8.32~34.2(n=4) (みかんの果皮)
その他のハーブ	75	75		0.1	75	米国 【1.22~59.12(n=11) (米国かぶの葉)】
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05 0.05 0.05	0.05 0.05 0.05	○	0.05 0.05 0.05		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の脂肪	0.1	0.1	○			推 : 0.098
豚の脂肪	0.1	0.1				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	1	1	○	1		
豚の肝臓	1	1		1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1		1		
牛の腎臓	3	3	○	3		
豚の腎臓	3	3		3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3	3		3		
牛の食用部分	3	3	○			【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	3	3				【豚の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3	3				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓参照】
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉	0.3	0.2	○			推 : 0.334(投与7日後)
鶏の脂肪	3	3	○			2.364(n=4) (皮膚) 統計学的解析(最終投与7日後)
鶏の肝臓	0.01	0.01	○			<0.005(投与7日後)
鶏の腎臓	0.01	0.01	○			<0.005(投与7日後)
鶏の食用部分	1	1	○			1.080(n=4) (小腸) 統計学的解析(最終投与7日後)
鶏の卵	0.05	0.05	○			<0.05(卵黄)
はちみつ	0.05					※3
米ぬか	35	50		170		※4
精米	1	1		1		※1
小麦粉 (全粒粉を除く。)				0.2		※5
小麦はい芽				1		※5
小麦ふすま				2		※5
とうもろこし油				0.1		※5
大豆油				0.2		※5
トマトジュース				3		※2
トマトペースト				10		※2
とうがらし (乾燥させたもの)				2		※5
食用オリーブ油 (バージンオイルに限る。)				25		※5
ひまわり油 (§を除く。)		0.05				
ひまわり油	0.05			0.05		

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

(§):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

§)食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油

※※)おうとうについては、プロポーションナリティ(proportionality)の原則に基づき、最大の投下量が半分になるものとして比例性を考慮して換算した。

※1)国際基準では玄米の基準値がなく精米の基準値が設定されているため精米の基準値を採用することとした。

※2)国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから基準値を設定しないこととした。

※3)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※4)米ぬかの国際基準170 mg/kgと記載されているが、JMPRの粗米のMRLが50 mg/kgであり米ぬか(Rice bran)の加工係数0.68から計算すると、米ぬかのMRLは34 mg/kgとなる。また2002年JMPR評価書によると米ぬかの基準値は35 mg/kgと評価されている。これらのことから、米ぬかの基準値を35 mg/kgとした。

※5)加工食品である「小麦粉(全粒粉を除く)」、「小麦はい芽」、「小麦ふすま」、「とうもろこし油」、「大豆油」、「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)」について、国際基準がそれぞれ設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは小麦粉(全粒粉を除く)、小麦はい芽、小麦ふすま、とうもろこし油、大豆油、とうがらし(乾燥させたもの)及び食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)の加工係数をそれぞれ0.09、0.49、1、3.3、0.9、7及び0.82と算出している。

答申（案）

(別紙2)

カルバリルについては、以下のとおり食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定することが適當である。

### カルバリル

今回残留基準を設定する「カルバリル」の規制対象は、カルバリルとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	1
小麦	2
とうもろこし	0.1
大豆	0.2
らっかせい	0.05
ばれいしょ	0.02
かんしょ	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.6
かぶ類の根	1
はくさい	0.03
キャベツ	0.3
にんじん	0.5
パセリ	22
その他のせり科野菜 <sup>注1)</sup>	0.1
なす	1
その他のなす科野菜 <sup>注2)</sup>	5
しろうり	3
まくわうり（果皮を含む。）	3
その他のうり科野菜 <sup>注3)</sup> （とうがんを除く。）	3
しょうが	0.1
その他の野菜 <sup>注4)</sup>	0.1
みかん（外果皮を含む。）	15
レモン	15
ライム	15
その他のかんきつ類果実 <sup>注5)</sup> （ぽんかんを除く。）	15
りんご	0.05

食品名	残留基準値 ppm
日本なし	0.4
西洋なし	0.4
ネクタリン	10
とうとう（チェリーを含む。）	7
ラズベリー	12
ブラックベリー	12
ブルーベリー	3
クランベリー	5
ハックルベリー	3
その他のベリー類果実 <sup>注6)</sup>	12
その他の果実 <sup>注7)</sup> （いちじくを除く。）	30
ひまわりの種子	0.2
ごまの種子	3
ぎんなん	1
くり	1
ペカン	1
アーモンド	1
くるみ	1
その他のナッツ類 <sup>注8)</sup>	1
その他のスパイス <sup>注9)</sup>	80
その他のハーブ <sup>注10)</sup>	75
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注11)</sup> の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	1
豚の肝臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1
牛の腎臓	3
豚の腎臓	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3
牛の食用部分 <sup>注12)</sup>	3
豚の食用部分	3

食品名	残留基準値 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3
乳	0.05
鶏の筋肉	0.3
鶏の脂肪	3
鶏の肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
鶏の食用部分	1
鶏の卵	0.05
はちみつ	0.05
米ぬか	35
精米	1
ひまわり油	0.05

- 注1) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注3) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注4) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注6) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注8) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注12) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

アフィドピロペン (Afidopyropen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請（茶）を受け、残留基準を設定するもの。令和7年11月28日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。
用途	農薬／殺虫剤
我が国の登録状況	農薬：ばれいしょ、キャベツ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2019年にADI及びARfDが設定されている。国際基準は、おうとう、かんきつ類等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大豆、トマト等に、カナダにおいて大豆、ばれいしょ等に、豪州においてばれいしょ、トマト等に基準値が設定されている。
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アフィドピロペンとする。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI（許容一日摂取量）：0.08 mg/kg体重/日</u> <u>ARfD（急性参考用量）：0.18 mg/kg体重</u>
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：農産物にあってはアフィドピロペン及び代謝物H【[(3S, 6S, 6aS, 10R, 10bS, 13S, 16S, 16aS, 20R, 20bS)-3, 13-ビス[(シクロプロピルカルボニル)オキシ]-6, 10, 16, 20-テトラヒドロキシ-4, 6a, 10b, 14, 16a, 20b-ヘキサメチル-9, 19-ジオキソ-7c, 17c-ジ(ピリジン-3-イル)-1, 3, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7b, 10a, 10b, 11, 12, 13, 14, 14a, 15, 16, 16a, 17b, 17c, 19, 20, 20a, 20b-テトラコサヒドロ-2H, 7cH, 9H, 10H-ナフト[2, 1-b]ナフタ[1'', 2'':5'', 6'']ピラノ[2'', 3'':4'', 5'']ピラノ[3'', 2'':3', 4']シクロブタ[1', 2':5, 6]ピラノ[3, 4-e]ピラン-4, 14-ジイル】ビス-(メチレン)ジシクロプロパンカルボキシレート】とし、畜産物にあってはアフィドピロペン、代謝物B【(3S, 4R, 4aR, 6S, 6aS, 12R, 12aS, 12bS)-3, 6, 12-トリヒドロキシ-4-ヒドロキシメチル4, 6a, 12b-トリメチル-9-(ピリジン-3-イル)-1, 2, 3, 4, 4a, 5, 6, 6a, 12a, 12b-デカヒドロ-11H, 12H-ベンゾ[f]ピラノ[4, 3-b]-クロメン-11-オン】、代謝物Q（肝臓のみ）【[(3S, 4R, 4aR, 6S, 6aS, 12R, 12aS, 12bS)-3-(シクロプロパン-カルボニルオキシ-6, 12-ジヒドロキシ-4, 6a, 12b-トリメチル-11-オキソ-9-(1-オキシドピリジン-3-イル)-1, 2, 3, 4, 4a, 5, 6, 6a, 12a, 12b-デカヒドロ-11H, 12H-ベンゾ[f]ピラノ[4, 3-b]クロメン-4-イル]メチルシクロプロパンカルボキシレート】、代謝物AZ【(2R)-3-カルボキシ-2-[(シクロプロピルカルボニル)オキシ]-N, N, N-トリメチルプロパン-1-アミニウム】及び代謝物BA【シクロプロパンカルボン酸】とする。</p> <p>① 長期暴露評価  <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p>

	EDI／ADI(%) <sup>注)</sup>
国民全体（1歳以上）	3.6
幼小児（1～6歳）	5.5
妊婦	3.4
高齢者（65歳以上）	4.2

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。  
 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量

② 短期暴露評価  
各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出<sup>注)</sup>したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないと考えられる。

注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。

答申案

別紙2のとおり。

※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.1	0.2	○			0.007～0.066(n=6)
その他の穀類	0.2	0.2		0.2		
大豆	0.01	0.01		0.01		
ばれいしょ	0.01	0.01	○	0.01		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01		0.01		
かんしょ	0.01	0.01		0.01		
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01		0.01		
こんにゃくいも	0.01	0.01		0.01		
その他のいも類	0.01	0.01		0.01		
てんさい	0.02	0.02	○			<0.005, 0.007, 0.008
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	5		5		
かぶ類の葉	5	5		5		
クレソン	5	5		5		
はくさい	5	5	○	5		
キャベツ	0.5	0.5	○	0.5		
芽キャベツ	0.5	0.5			米国	【0.010～0.276(#)(n=10)(米国 キャベツ外葉あり)】
ケール	5	5		5		
こまつな	5	5		5		
きょうな	5	5		5		
チングンサイ	5	5		5		
カリフラワー	0.5	0.5		0.4	米国	【芽キャベツ参照】
ブロッコリー	0.5	0.5	○	0.4	米国	【芽キャベツ参照】
その他のあぶらな科野菜	5	5		5		
チコリ	2	2		2		
エンダイブ	2	2		2		
しゅんぎく	2	2		2		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2	○	2		0.063～0.751(n=4)(非結球レタス)
その他のきく科野菜	3	3		3		
その他のゆり科野菜	2	2		2		
パセリ	5	5		5		
セロリ	3	3		3		
みつば	2	2		2		
その他のせり科野菜	3	3			米国	【0.027～1.635(#)(n=9)(米国セロリ)】
トマト	0.2	0.2		0.15		
ピーマン	0.2	0.2		0.1	米国	【<0.01～0.097(#)(n=17)(米国トマト)】
なす	0.2	0.2		0.15	米国	【ピーマン参照】
その他のなす科野菜	2	0.2		2		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7		0.7		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.7	○	0.07	米国	【0.053～0.406(#)(n=9)(米国 きゅうり)】
しろうり	0.7	0.7		0.05	米国	【かぼちゃ(スカッシュを含む。) 参照】
すいか(果皮を含む。)	0.7	0.7		0.05	米国	【かぼちゃ(スカッシュを含む。) 参照】
メロン類果実(果皮を含む。)	0.7	0.7		0.05	米国	【かぼちゃ(スカッシュを含む。) 参照】
まくわうり(果皮を含む。)	0.7	0.7		0.05	米国	【かぼちゃ(スカッシュを含む。) 参照】
その他のうり科野菜	0.7	0.7		0.05	米国	【かぼちゃ(スカッシュを含む。) 参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ほうれんそう	2	2		2		
オクラ	0.2	0.2		0.1	0.2	米国 【ピーマン参照】
しょうが	0.01	0.01		0.01		
その他の野菜	3	3		3		
みかん(外果皮を含む。)	0.2	0.2		0.15		
なつみかんの果実全体	0.2	0.2		0.15		
レモン	0.2	0.2		0.15		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2	0.2		0.15		
グレープフルーツ	0.2	0.2		0.15		
ライム	0.2	0.2		0.15		
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2		0.15		
りんご	0.03	0.03		0.03		
日本なし	0.03	0.03		0.03		
西洋なし	0.03	0.03		0.03		
マルメロ	0.03	0.03		0.03		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.03	0.03		0.03		
もも(果皮及び種子を含む。)	0.03	0.03		0.015	0.03	米国 【<0.01~0.021(n=8)(米国チエリー)】
ネクタリン	0.03	0.03		0.015	0.03	米国 【もも(果皮及び種子を含む。)参照】
あんず(アプリコットを含む。)	0.03	0.03		0.015	0.03	米国 【もも(果皮及び種子を含む。)参照】
すもも(ブルーンを含む。)	0.03	0.03		0.01	0.03	米国 【もも(果皮及び種子を含む。)参照】
うめ	0.02	0.02		0.015		
おうとう(チェリーを含む。)	0.03	0.03		0.03		
いちご	0.2	0.2		0.15		
その他の果実	0.2	0.2		0.15		
綿実	0.08	0.08		0.08		
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.01	0.01		0.01		
ペカン	0.01	0.01		0.01		
アーモンド	0.01	0.01		0.01		
くるみ	0.01	0.01		0.01		
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.01		
茶	2		IT		2.0	台湾 【0.49, 0.59, 0.81(#)(台湾荒茶)】
その他のスパイス	0.2	0.2		0.15		
その他のハーブ	5	5		5		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.3	0.2		0.3		
豚の肝臓	0.3	0.2		0.3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.2		0.3		
牛の腎臓	0.3	0.2		0.3		
豚の腎臓	0.3	0.2		0.3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.2		0.3		
牛の食用部分	0.3	0.2		0.3		
豚の食用部分	0.3	0.2		0.3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.2		0.3		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
乳	0.001	0.001		0.001		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.02	0.01		0.02		
その他の家きんの肝臓	0.02	0.01		0.02		
鶏の腎臓	0.02	0.01		0.02		
その他の家きんの腎臓	0.02	0.01		0.02		
鶏の食用部分	0.02	0.01		0.02		
その他の家きんの食用部分	0.02	0.01		0.02		
鶏の卵	0.03	0.01		0.03		
その他の家きんの卵	0.03	0.01		0.03		
はちみつ	0.05					※1
トマト(乾燥させたもの) とうがらし(乾燥させたもの) オレンジ油 りんご(果皮を除き、乾燥させたもの)				0.7 1 0.7 0.02		※2 ※2 ※2 ※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準値設定の方法について」に基づき設定。

※2)加工食品である「トマト(乾燥させたもの)」、「とうがらし(乾燥させたもの)」及び「オレンジ油」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRは、トマト(乾燥させたもの)、とうがらし(乾燥させたもの)及びオレンジ油の加工係数をそれぞれ、4.3、10及び4.6と算出している。

答申（案）

(別紙2)

アフィドピロペンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適當である。

#### アフィドピロペン

今回残留基準を設定する「アフィドピロペン」の規制対象は、アフィドピロペンとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.1
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.2
大豆	0.01
ばれいしょ	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01
かんしょ	0.01
やまいも（長いもをいう。）	0.01
こんにゃくいも	0.01
その他のいも類 <sup>注2)</sup>	0.01
てんさい	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5
かぶ類の葉	5
クレソン	5
はくさい	5
キャベツ	0.5
芽キャベツ	0.5
ケール	5
こまつな	5
きょうな	5
チングンサイ	5
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	5
チコリ	2
エンダイブ	2
しゅんぎく	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2
その他のきく科野菜 <sup>注4)</sup>	3
その他のゆり科野菜 <sup>注5)</sup>	2

食品名	残留基準値 ppm
パセリ	5
セロリ	3
みつば	2
その他のせり科野菜 <sup>注6)</sup>	3
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
その他のなす科野菜 <sup>注7)</sup>	2
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.7
しろうり	0.7
すいか (果皮を含む。)	0.7
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.7
まくわうり (果皮を含む。)	0.7
その他のうり科野菜 <sup>注8)</sup>	0.7
ほうれんそう	2
オクラ	0.2
しょうが	0.01
その他の野菜 <sup>注9)</sup>	3
みかん (外果皮を含む。)	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 <sup>注10)</sup>	0.2
りんご	0.03
日本なし	0.03
西洋なし	0.03
マルメロ	0.03
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.03
もも (果皮及び種子を含む。)	0.03
ネクタリン	0.03
あんず (アプリコットを含む。)	0.03
すもも (ブルーンを含む。)	0.03
うめ	0.02
おうとう (チェリーを含む。)	0.03

食品名	残留基準値 ppm
いちご	0.2
他の果実 <sup>注11)</sup>	0.2
綿実	0.08
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.01
アーモンド	0.01
くるみ	0.01
他のナッツ類 <sup>注12)</sup>	0.01
茶	2
他のスパイス <sup>注13)</sup>	0.2
他のハーブ <sup>注14)</sup>	5
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注15)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.3
他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 <sup>注16)</sup>	0.3
豚の食用部分	0.3
他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3
乳	0.001
鶏の筋肉	0.01
他の家きん <sup>注17)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.02
他の家きんの肝臓	0.02

食品名	残留基準値 ppm
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.03
その他の家きんの卵	0.03
はちみつ	0.05
りんご (果皮を除き、乾燥させたもの)	0.02

- 注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注2) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- 注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。
- 注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイス以外のものをいう。
- 注12) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注13) 「その他のスペイス」とは、スペイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注16) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注17) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

## グルホシネート (Glufosinate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	<p>農薬取締法に基づく新規製剤の登録申請に伴う基準値設定依頼（新規：小麦、ばれいしょ等）及び適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：鱗茎類（にらを除く）及びひまわり（種子））並びに「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請（綿実及びホップ）を受け、残留基準を設定するもの。</p> <p>令和7年11月28日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。</p>										
用途	農薬／除草剤										
我が国の登録状況	農薬：小麦、だいず等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2012年にADI及びARfDが設定されている。国際基準は大豆、いちご等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においててんさい、綿実等に、カナダにおいて小麦、りんご等に、EUにおいてばれいしょ、キウイ等に、豪州においてかんきつ類、なたね等に基準値が設定されている。										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：グルホシネート（代謝物Z【N-アセチルグルホシネート】を含む。）及び代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】とする。</p>										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI（許容一日摂取量）：0.0091 mg/kg体重/日</p> <p>ARfD（急性参考用量）：0.01 mg/kg体重</p>										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：グルホシネート（代謝物Zを含む。）及び代謝物Bとする。</p> <p>① 長期暴露評価  <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%)<sup>注</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>13.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>33.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。      推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価  <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出<sup>注</sup>したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき</p>		EDI／ADI (%) <sup>注</sup>	国民全体（1歳以上）	13.7	幼小児（1～6歳）	33.5	妊婦	13.5	高齢者（65歳以上）	14.0
	EDI／ADI (%) <sup>注</sup>										
国民全体（1歳以上）	13.7										
幼小児（1～6歳）	33.5										
妊婦	13.5										
高齢者（65歳以上）	14.0										

	ESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録有無		参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
			グルホシ ネット	グルホシ ネットP	国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.3	○	○			0.042,0.048(¥)(G)
小麦	0.04	0.2	○・申	○			<0.021～0.032(¥)(n=8)(G)
大麦	0.5	0.5	○	○			<0.140,<0.140(¥)(G)
とうもろこし	0.1	0.1	○		0.1		
そば	0.3	0.3	○	○			<0.081,0.081(¥)(G)
大豆	2	2	○	○	2		
小豆類	0.2	0.3	○	○	0.05		<0.042,<0.042(¥)(いんげんま め)(G)
えんどう	0.2	0.3	○	○			(小豆類参照)
そら豆	0.2	0.3	○	○			(小豆類参照)
らつかせい	0.1	0.1	○	○			<0.021,<0.021(¥)(P)
その他の豆類	0.2	0.3	○	○	0.05		(小豆類参照)
ばれいしょ	0.1	0.1	○・申	○	0.1		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	0.3	○	○			<0.021,<0.021(¥)(G)
かんしょ	0.04	0.1	○・申	○			<0.018～0.030(n=8)(¥)(G)
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○	○			<0.021,0.027(¥)(G)
こんにゃくいも	0.2	0.2	○	○			<0.021,0.027(¥)(G)
てんさい	2	2			1.5		
さとうきび	0.03	0.03	○	○			<0.021(n=3)(G)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3	0.3	○・申	○			<0.017,0.054(¥)(はつかだいこん (根部))(G)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3	0.3	○・申	○			<0.017,0.059(¥)(はつかだいこん (葉部))(G)
かぶ類の根	0.1	0.1	○				<0.015,<0.015(¥)(G)
かぶ類の葉	0.1	0.1	○				<0.015,<0.015(¥)(G)
クレソン		0.3					
はくさい	0.03	0.1	○・申	○			<0.021(n=6)(G)
キャベツ	0.03	0.1	○・申	○			<0.021(n=6)(G)
プロッコリー	0.03	0.1	○・申	○			<0.020～<0.021(n=5)(G)
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.2	○	○			<0.042,<0.042(¥)(たかな)(G)
ごぼう	0.2	0.2	○	○			<0.032,<0.032(¥)(G)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.4	0.4	○・申	○	0.4		
その他のきく科野菜	0.5	0.5	○				<0.105,<0.105(¥)(食用ぎく)(G)
たまねぎ	0.1	0.2	○・申	○	0.05		
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	0.1	○・申	○			<0.015～0.044(n=12)(たまね ぎ)(G)、<0.015～<0.021(n=10)(ね ぎ)(G)、<0.016,<0.021(葉ね ぎ)(G)、<0.089,<0.089(にんに ぎ)(G)
にんにく	0.1	0.3	○・申	○			(たまねぎ参照)
にら	0.1	0.1	○	○			(たまねぎ参照)
アスパラガス	0.4	0.4	○	○	0.4		<0.018,<0.018(¥)(G)
わけぎ	0.1	0.1	○・申				(たまねぎ参照)
その他のゆり科野菜	0.1	0.05	○・申				(たまねぎ参照)
にんじん	0.1	0.1	○	○	0.05		<0.016,<0.016(¥)(G)
パセリ	0.7	0.7	○				<0.21,<0.21(¥)(G)
セロリ	0.04	0.2	○				<0.018,<0.021,0.023(G)
みつば	0.1	0.2	○				<0.016,0.027,0.050(G)
その他のせり科野菜	0.1	0.3	○				<0.021,<0.021(¥)(とうきの葉)(G)
トマト	0.03	0.1	○・申	○			<0.021(n=2)(トマト)、 <0.021(n=4)(スニトマト)(G)
ピーマン	0.03	0.1	○・申	○			<0.021(n=4)(G)
なす	0.03	0.1	○・申	○			<0.021(n=6)(G)
その他のなす科野菜	0.1	0.1	○	○	0.1		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録有無		参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
			グルホシ ネット	グルホシ ネットP	国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.03	0.1	○・申	○			<0.021～0.021(n=10)(G)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○	○			0.021,0.033(#)(¥)(ズッキーニ)(P)
しろうり	0.3	0.3	○				<0.063,<0.063(¥)(G)
すいか	0.1	0.1	○	○			<0.016,0.017(¥)(果肉)(G)
メロン類果実	0.3	0.3	○	○			<0.021,0.060(¥)(果肉)(G)
その他のうり科野菜	0.1	0.1	○	○			<0.021,0.021(¥)(にがうり)(G)
ほうれんそう	0.03	0.1	○・申	○			<0.015～<0.021(n=8)(G)
たけのこ	0.2	0.2	○				<0.042,<0.042(¥)(G)
オクラ	0.1	0.1	○				<0.015,0.016(#)(¥)(G)
しょうが	0.3	0.3	○				<0.020,0.078(¥)(G)
未成熟えんどう	0.03	0.1	○・申	○			<0.011～<0.021(n=4)(さやえんどう)(G)、<0.008～<0.011(n=6)(さやいんげん)(G)
未成熟いんげん	0.05	0.05	○・申	○	0.05		
えだまめ	0.1	0.2	○・申	○			0.021,0.021,0.048(P)
その他の野菜	0.3	0.3	○	○			0.042,0.066(¥)(モロヘイヤ)(G)
みかん(外果皮を含む。)	0.05	0.2	○・申	○	0.05		
なつみかんの果実全体	0.05	0.2	○・申	○	0.05		
レモン	0.05	0.2	○・申	○	0.05		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05	0.2	○・申	○	0.05		
グレープフルーツ	0.05	0.2	○・申	○	0.05		
ライム	0.05	0.2	○・申	○	0.05		
その他のかんきつ類果実	0.05	0.2	○・申	○	0.05		
りんご	0.1	0.1	○・申	○	0.1		
日本なし	0.1	0.1	○・申	○	0.1		
西洋なし	0.1	0.1	○・申	○	0.1		
マルメロ	0.1	0.1			0.1		
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.1	0.1	○	○	0.1		
もも(果皮及び種子を含む。)	0.2	0.2	○・申	○	0.15		
ネクタリン	0.2	0.2	○	○	0.15		
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	0.2	○	○	0.15		
すもも(ブルーンを含む。)	0.2	0.2	○	○	0.15		
うめ	0.2	0.2	○	○	0.15		
おうとう(チェリーを含む。)	0.3	0.3	○	○	0.15		<0.021,0.072(¥)(G)
いちご	0.3	0.3	○	○	0.3		<0.017,0.093(¥)(G)
ラズベリー	0.1	0.1		○	0.1		
ブラックベリー	0.01	0.01		○			※1
ブルーベリー	0.1	0.1	○	○	0.1		
クランベリー	0.01	0.01		○			※1
ハックルベリー	0.1	0.1		○	0.1		
その他のベリー類果実	1	1	○	○	1		
ぶどう	0.2	0.2	○・申	○	0.15		
かき	0.1	0.1	○・申	○	0.1		
バナナ	0.2	0.2		○	0.2		
キウイ(果皮を含む。)	0.6	0.6	○	○	0.6		
パパイヤ	0.1	0.1		○	0.1		
アボカド	0.1	0.1		○	0.1		
パイナップル	0.1	0.1		○	0.1		
グアバ	0.1	0.1		○	0.1		
マンゴー	0.1	0.1		○	0.1		
パッションフルーツ	0.1	0.1		○	0.1		
なつめやし	0.1	0.1		○	0.1		
その他の果実	0.2	0.2	○	○	0.15		
ひまわりの種子	0.05		申				<0.011,0.013(¥)(G)
ごまの種子	0.1	0.1		○			<0.021,<0.021(¥)(P)
綿実	15	5	IT		5	15	米国
なたね	2	2	○		1.5		【1.317～8.14(n=11)(米国)】(G)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録有無		参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
			グルホシ ネット	グルホシ ネットP	国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
ぎんなん	0.1	0.1	○	○	0.1		
くり	0.1	0.1	○	○	0.1		
ペカン	0.1	0.1	○	○	0.1		
アーモンド	0.1	0.1	○	○	0.1		
くるみ	0.1	0.1	○	○	0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.1	○	○	0.1		
茶	0.3	0.3	○	○			<0.021,0.069(¥)(G)
コーヒー豆	0.1	0.1			0.1		
ホップ	0.9	0.2	○・IT	○	0.9	米国	【0.029～0.426(n=6)(米国)】(G)
その他のスパイス	0.5	0.5	○・申	○	0.05		0.028,0.159(¥)(さんしょう)(G)
その他のハーブ	0.5	0.5	○	○	0.05		<0.105,<0.105(¥)(しそ(花穂))(G)
牛の筋肉	0.2	0.2			0.05	米国	【推:<0.10】
豚の筋肉	0.2	0.2			0.05	米国	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2			0.05		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.4	0.4			0.05	米国	【推:0.14】
豚の脂肪	0.4	0.4			0.05	米国	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.4			0.05		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	6	6			3	6.0	米国
豚の肝臓	6	6			3	6.0	米国
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6	6			3		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	6	6			3	6.0	米国
豚の腎臓	6	6			3	6.0	米国
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	6	6			3		【牛の肝臓参照】
牛の食用部分	6	6			3	6.0	米国
豚の食用部分	6	6			3	6.0	米国
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6	6			3		【牛の肝臓参照】
乳	0.2	0.2			0.02	米国	【推:<0.04】
鶏の筋肉	0.2	0.2			0.05	米国	【推:<0.076】
その他の家きんの筋肉	0.2	0.2			0.05	米国	【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.2	0.2			0.05	米国	【推:<0.076】
その他の家きんの脂肪	0.2	0.2			0.05	米国	【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.6	0.6			0.1	0.60	米国
その他の家きんの肝臓	0.6	0.6			0.1	0.60	米国
鶏の腎臓	0.6	0.6			0.1	0.60	米国
その他の家きんの腎臓	0.6	0.6			0.1	0.60	米国
鶏の食用部分	0.6	0.6			0.1	0.60	米国
その他の家きんの食用部分	0.6	0.6			0.1	0.60	米国
鶏の卵	0.2	0.2			0.05	米国	【推:<0.076】
その他の家きんの卵	0.2	0.2			0.05	米国	【鶏の卵参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録有無		参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
			グルホシ ネート	グルホシ ネートP	国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
はちみつ	0.05						※2
すもも(乾燥させたもの)					0.3		※3
なたね油(注1を除く。)					0.05		※3
てんさい糖蜜					8		※3

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除了した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

登録有無の欄のグルホシネートはグルホシネートアンモニウム塩に、グルホシネートPはグルホシネートPナトリウム塩に登録があることを示す。

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

(G)グルホシネートアンモニウム塩を用いた作物残留試験成績

(P)グルホシネートPナトリウム塩を用いた作物残留試験成績

基準値案、基準値現行、参考基準値及び作物残留試験成績はグルホシネート、代謝物B及び代謝物Zの和(グルホシネートに換算)としての濃度でそれぞれ示している。

注1)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添5「残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について」に基づき設定。

※2)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※3)加工食品である「すもも(乾燥させたもの)」、「なたね油」及び「てんさい糖蜜」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはすもも(乾燥させたもの)、なたね油及びてんさい糖蜜の加工係数を1.79、<0.48及び5.63と算出している。

答申（案）

(別紙2)

グルホシネットについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

### グルホシネット

今回残留基準を設定する「グルホシネット」の規制対象は、グルホシネット（代謝物Z【*N*-アセチルグルホシネット】を含む。）及び代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオニ酸】とする。ただし、代謝物Bは、グルホシネットの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.2
小麦	0.04
大麦	0.5
とうもろこし	0.1
そば	0.3
大豆	2
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.2
えんどう	0.2
そら豆	0.2
らっかせい	0.1
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	0.2
ばれいしょ	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1
かんしょ	0.04
やまいも（長いもをいう。）	0.2
こんにゃくいも	0.2
てんさい	2
さとうきび	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.3
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.1
はくさい	0.03
キャベツ	0.03
ブロッコリー	0.03
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	0.2

食品名	残留基準値 ppm
ごぼう	0.2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.4
その他のきく科野菜 <sup>注4)</sup>	0.5
たまねぎ	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	0.1
にんにく	0.1
にら	0.1
アスパラガス	0.4
わけぎ	0.1
その他のゆり科野菜 <sup>注5)</sup>	0.1
にんじん	0.1
パセリ	0.7
セロリ	0.04
みつば	0.1
その他のせり科野菜 <sup>注6)</sup>	0.1
トマト	0.03
ピーマン	0.03
なす	0.03
その他のなす科野菜 <sup>注7)</sup>	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.03
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2
しろうり	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.3
その他のうり科野菜 <sup>注8)</sup>	0.1
ほうれんそう	0.03
たけのこ	0.2
オクラ	0.1
しょうが	0.3
未成熟えんどう	0.03
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.1
その他の野菜 <sup>注9)</sup>	0.3

食品名	残留基準値 ppm
みかん（外果皮を含む。）	0.05
なつみかんの果実全体	0.05
レモン	0.05
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.05
グレープフルーツ	0.05
ライム	0.05
その他のかんきつ類果実 <sup>注10)</sup>	0.05
りんご	0.1
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
マルメロ	0.1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.1
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2
ネクタリン	0.2
あんず（アプリコットを含む。）	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.2
うめ	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.3
いちご	0.3
ラズベリー	0.1
ブラックベリー	0.01
ブルーベリー	0.1
クランベリー	0.01
ハックルベリー	0.1
その他ベリー類果実 <sup>注11)</sup>	1
ぶどう	0.2
かき	0.1
バナナ	0.2
キウイ（果皮を含む。）	0.6
パパイヤ	0.1
アボカド	0.1
パイナップル	0.1
グアバ	0.1
マンゴー	0.1
パッションフルーツ	0.1
なつめやし	0.1
その他の果実 <sup>注12)</sup>	0.2

食品名	残留基準値 ppm
ひまわりの種子	0.05
ごまの種子	0.1
綿実	15
なたね	2
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 <sup>注13)</sup>	0.1
茶	0.3
コーヒー豆	0.1
ホップ	0.9
その他のスパイス <sup>注14)</sup>	0.5
その他のハーブ <sup>注15)</sup>	0.5
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注16)</sup> の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.4
豚の脂肪	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4
牛の肝臓	6
豚の肝臓	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6
牛の腎臓	6
豚の腎臓	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	6
牛の食用部分 <sup>注17)</sup>	6
豚の食用部分	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6
乳	0.2
鶏の筋肉	0.2
その他の家きん <sup>注18)</sup> の筋肉	0.2
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.6
その他の家きんの肝臓	0.6

食品名	残留基準値 ppm
鶏の腎臓	0.6
その他の家きんの腎臓	0.6
鶏の食用部分	0.6
その他の家きんの食用部分	0.6
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2
はちみつ	0.05

- 注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。
- 注11) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注12) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイス以外のものをいう。
- 注13) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注14) 「その他のスペイス」とは、スペイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注15) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注16) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注17) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注18) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

クロラントラニリプロール (Chlorantraniliprole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請（適用拡大：レタス類）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年11月28日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺虫剤										
我が国の登録状況	農薬：稲、りんご等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、2008年にADIが設定され、ARfDは設定の必要なしとされている。国際基準は穀類、葉菜類等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、びわ等に、カナダにおいてりんご、あんず等に、EUにおいてりんご、ナツツ類等に、豪州においてぶどう、レタス等に、ニュージーランドにおいてアボカド、ばれいしょ等に基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：クロラントラニリプロールとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：1.5 mg/kg体重/日 ARfD（急性参考用量）：設定の必要なし										
暴露評価	暴露評価対象物質：クロラントラニリプロールとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%)<sup>注)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table> 注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量		EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>	国民全体（1歳以上）	1.5	幼小児（1～6歳）	2.6	妊婦	1.4	高齢者（65歳以上）	1.7
	EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>										
国民全体（1歳以上）	1.5										
幼小児（1～6歳）	2.6										
妊婦	1.4										
高齢者（65歳以上）	1.7										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.05	○			※1
小麦	6	6		0.02	6.0	米国【1.91,1.93,1.96(#)(米国大麦)】
大麦	6	6		0.02	6.0	米国【小麦参照】
ライ麦	6	6		0.02	6.0	米国【小麦参照】
とうもろこし	0.05	0.6	○	0.02		<0.01,<0.01(¥)
そば	6	6		0.02	6.0	米国【小麦参照】
その他の穀類	6	6		0.02	6.0	米国【小麦参照】
大豆	0.05	0.2	○	0.05		
小豆類	0.7	1	○	0.3	0.7	豪州【0.32,0.42(#)(豪州緑豆)】
えんどう	0.3	1	○	0.3		
そら豆	0.3	1	○	0.3		
らっかせい	0.06	0.06		0.06		
その他の豆類	0.3	1	○	0.3		
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01(¥)
かんしょ	0.02	0.05	○	0.02		
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01(¥)
こんにゃくいも	0.02	0.02		0.02		
その他のいも類	0.02	0.02		0.02		
てんさい	0.02	0.02	○	0.02		
さとうきび	14	14	○	0.5	14	米国【0.69~12.04(n=21) (米国とうもろこし茎葉)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	0.5	○	0.5		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	40	40	○	40		
かぶ類の根	0.2	0.2	○	0.02		0.02,0.03(¥)
かぶ類の葉	20	20	○	20		
西洋わさび	0.02	0.02		0.02		
クレソン	20	20	○	20		
はくさい	20	20	○	20		
キャベツ	4	4	○	2	4.0	米国【0.033~2.9(n=12) (米国キャベツ外葉あり) 【キャベツ参照】】
芽キャベツ	4	4		2	4.0	米国
ケール	20	20	○	20		
こまつな	20	20	○	20		
きょうな	20	20	○	20		
チングンサイ	20	20	○	20		
カリフラワー	4	4	○	2	4.0	米国【キャベツ参照】
ブロッコリー	4	4	○	2	4.0	米国【キャベツ参照】
その他のあぶらな科野菜	20	20	○	20		
ごぼう	0.02	0.02		0.02		
サルシフィー	0.02	0.02		0.02		
アーティチョーク	2	2		2		
チコリ	30	20	申	20		(レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)参照)
エンダイブ	30	20	申	20		(レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)参照)
しゅんぎく	20	20		20		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	20	○・申	20		5.82,8.63(#)(サラダ菜)、 6.98(#)(リーフレタス)
その他のきく科野菜	30	20	○・申	20		(レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)参照)
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○	3.0	米国	【0.406~1.49(#)(n=5)(米国)】
にら	3	3		3.0	米国	【ねぎ(リーキを含む。)参照】
アスパラガス	0.1	0.1	○			0.02,0.02(¥)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm		
その他のゆり科野菜	3	3	○		3.0	米国	【ねぎ(リーキを含む。)参照】
にんじん	0.08	0.08	○	0.08			
パースニップ	0.02	0.02		0.02			
パセリ	15	15	○				5.10,7.72(¥) (パセリ参照)
セロリ	15	15	○	7			(パセリ参照)
みつば	15	15	○				(パセリ参照)
その他のせり科野菜	15	15	○	0.02			(パセリ参照)
トマト	0.6	0.7	○	0.6			
ピーマン	1	1	○	0.6			0.21,0.35(¥)
なす	0.7	0.7	○	0.6			0.05,0.22(¥)
その他のなす科野菜	20	20	○	20			
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.3			
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	○	0.3			
しろうり	0.3	0.3		0.3			
すいか		0.1	○				
すいか(果皮を含む。)	0.3		○	0.3			
メロン類果実		0.1	○				
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3		○	0.3			
まくわうり		0.1					
まくわうり(果皮を含む。)	0.3			0.3			
その他のうり科野菜	20	20	○	20			
ほうれんそう	20	20	○	20			
オクラ	0.7	0.7	○	0.6			0.15,0.27(¥)
しょうが	0.05	0.05	○				<0.01,0.01(¥)
未成熟えんどう	2	2	○	2			
未成熟いんげん	0.8	2	○	0.8			
えだまめ	0.7	1	○				0.12,0.26(¥)
マッシュルーム	0.6	0.6		0.6			
しいたけ	0.6	0.6		0.6			
その他のきのこ類	0.6	0.6		0.6			
その他の野菜	20	20	○	20			
みかん		0.2					
みかん(外果皮を含む。)	0.7			0.7			
なつみかんの果実全体	0.7	0.7		0.7			
レモン	0.7	0.7		0.7			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7		0.7			
グレープフルーツ	0.7	0.7		0.7			
ライム	0.7	0.7		0.7			
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7		0.7			
りんご	1	1	○	0.4			0.34,0.18(¥)
日本なし	1	1	○	0.4	1.2	米国	【0.010～0.23(n=17)(米国りんご)】
西洋なし	1	1	○	0.4	1.2	米国	【日本なし参照】
マルメロ	1	1		0.4	1.2	米国	【日本なし参照】
びわ		0.4					
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.4			0.4			
もも		0.4	○				
もも(果皮及び種子を含む。)	3		○	1	2.5	米国	【0.056～0.45(n=8)(米国おうとう)】
ネクタリン	3	4	○	1	2.5	米国	【もも(果皮及び種子を含む。)参照】
あんず(アブリコットを含む。)	3	4	○	1	2.5	米国	【もも(果皮及び種子を含む。)参照】
すもも(プルーンを含む。)	3	4	○	1	2.5	米国	【もも(果皮及び種子を含む。)参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
うめ おうとう(チェリーを含む。)	1 3	1 1	○ ○	1 1	2.5	米国 【もも(果皮及び種子を含む。)参照】
いちご ラズベリー	1 2	1 2	○	1 1	1.8	米国 【0.0902~0.513(n=6)(米国ラズベリー)】
ブラックベリー ブルーベリー	2 3	2 3		1 1	1.8 2.5	米国 【ラズベリー参照】 米国 【0.108~0.840(#)(n=11)(米国)】
クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	3 3 3	3 3 3		1 1 1	2.5 2.5 1	米国 【ブルーベリー参照】 米国 【ブルーベリー参照】 0.88,1.10(¥)(ふさぐり)
ぶどう かき	1 0.3	2 0.3	○ ○	1		0.13,0.43(¥) 0.06,0.06(¥)
アボカド	0.5	0.5		0.3	0.5	ニュージーランド 【0.15,0.16(ニュージーランド)】
その他の果実	1	1		1		
ひまわりの種子 ごまの種子	2 0.3	2 0.3	○	2	0.3	米国 【0.006~0.34(#)(n=14)(米国綿実)】※2
べにばなの種子	2	2			2.0	米国 【0.030~0.82(n=6)(米国ひまわりの種子)】
綿実 なたね その他のオイルシード	0.3 2 0.3	0.3 2 0.3		0.3 2 0.3		【ごまの種子参照】※2
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02		
茶 コーヒー豆 カカオ豆	80 0.4 0.08	50 0.4 0.08	○	80 0.05 0.08	0.4 0.08	米国 【0.098~0.205(n=4)(米国)】 米国 ※3 【0.003~0.015(n=6)(米国ペカン)】※4
ホップ	40	40		40		
その他のスパイス	90	90			90	米国 【17.6,24.3(#)(米国ディル(種子))】
その他のハーブ	25	25	○	20		7.76,17.3(¥)(しそ)
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2		0.2 0.2 0.2		
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3 0.3 0.3	0.3 0.3 0.3		0.2 0.2 0.2	0.3 0.3 0.3	米国 ※3 米国 ※3 米国 ※3 推:0.12 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3 0.3 0.3	0.3 0.3 0.3		0.2 0.2 0.2	0.3 0.3 0.3	米国 ※3 米国 ※3 米国 ※3 推:0.10 【牛の肝臓参照】 【牛の肝臓参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の腎臓	0.2	0.2		0.2		
豚の腎臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		0.2		
牛の食用部分	0.2	0.2		0.2		
豚の食用部分	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2		0.2		
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02		
鶏の脂肪	0.08	0.08		0.08		
その他の家きんの脂肪	0.08	0.08		0.08		
鶏の肝臓	0.07	0.07		0.07		
その他の家きんの肝臓	0.07	0.07		0.07		
鶏の腎臓	0.07	0.07		0.07		
その他の家きんの腎臓	0.07	0.07		0.07		
鶏の食用部分	0.07	0.07		0.07		
その他の家きんの食用部分	0.07	0.07		0.07		
鶏の卵	0.2	0.2		0.2		
その他の家きんの卵	0.2	0.2		0.2		
魚介類	0.05	0.05				推:0.05
はちみつ	0.05	0.05				※5
とうがらし(乾燥させたもの)				5		※6

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

※1)「米」の基準値について;

国際基準における「Rice」については、「粳米」に対する基準値であり、我が国における「玄米」に相当する食品への基準は設定されていない。ただし、2014年のJMPRによる評価において、精米への加工係数が0.11、米ぬかへの加工係数が1.7と設定されている。また、米の基準値設定のための試験データから、精米と米ぬかの重量比が88%:12%と算出されたことから、「米(玄米)」の基準値として0.1 ppmを設定することとした。

※2)現行の基準値はIT(インポートトレランス)申請当時の米国分類に基づいた基準値を参照して設定したものであり、現在も米国において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。なお、米国におけるごまの種子及びその他のオイルシードが属するオイルシード類subgroup 20Aの基準値は2.0 ppmに変更されている。

※3)現行の基準値は、IT申請当時の米国の基準値を参照して設定したものであり、現在も米国において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。なお、米国における牛の脂肪及び肝臓の基準値は0.5 ppmに変更されている。

※4)カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。

※5)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

※6)加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRの評価書はとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を7と算出している。

答申（案）

(別紙2)

クロラントラニリプロールについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

#### クロラントラニリプロール

今回残留基準を設定する「クロラントラニリプロール」の規制対象は、クロラントラニリプロールとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.1
小麦	6
大麦	6
ライ麦	6
とうもろこし	0.05
そば	6
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	6
大豆	0.05
小豆類 <sup>注2)</sup>	0.7
えんどう	0.3
そら豆	0.3
らっかせい	0.06
その他の豆類 <sup>注3)</sup>	0.3
ばれいしょ	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
かんしょ	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.05
こんにゃくいも	0.02
その他のいも類 <sup>注4)</sup>	0.02
てんさい	0.02
さとうきび	14
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	40
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.02
クレソン	20
はくさい	20

食品名	残留基準値 ppm
キャベツ	4
芽キャベツ	4
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チングンサイ	20
カリフラワー	4
ブロッコリー	4
その他のあぶらな科野菜 <sup>注5)</sup>	20
ごぼう	0.02
サルシフィー	0.02
アーティチョーク	2
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	20
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	30
その他のきく科野菜 <sup>注6)</sup>	30
ねぎ（リーキを含む。）	3
にら	3
アスパラガス	0.1
その他のゆり科野菜 <sup>注7)</sup>	3
にんじん	0.08
パースニップ	0.02
パセリ	15
セロリ	15
みつば	15
その他のせり科野菜 <sup>注8)</sup>	15
トマト	0.6
ピーマン	1
なす	0.7
その他のなす科野菜 <sup>注9)</sup>	20
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
しろうり	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.3

食品名	残留基準値 ppm
その他のうり科野菜 <sup>注10)</sup>	20
ほうれんそう	20
オクラ	0.7
しょうが	0.05
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	0.8
えだまめ	0.7
マッシュルーム	0.6
しいたけ	0.6
その他のきのこ類 <sup>注11)</sup>	0.6
その他の野菜 <sup>注12)</sup>	20
みかん（外果皮を含む。）	0.7
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 <sup>注13)</sup>	0.7
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4
もも（果皮及び種子を含む。）	3
ネクタリン	3
あんず（アプリコットを含む。）	3
すもも（プルーンを含む。）	3
うめ	1
おうとう（チェリーを含む。）	3
いちご	1
ラズベリー	2
ブラックベリー	2
ブルーベリー	3
クランベリー	3
ハックルベリー	3
その他のベリー類果実 <sup>注14)</sup>	3

食品名	残留基準値 ppm
ぶどう	1
かき	0.3
アボカド	0.5
その他の果実 <sup>注15)</sup>	1
ひまわりの種子	2
ごまの種子	0.3
べにばなの種子	2
綿実	0.3
なたね	2
その他のオイルシード <sup>注16)</sup>	0.3
ぎんなん	0.02
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 <sup>注17)</sup>	0.02
茶	80
コーヒー豆	0.4
カカオ豆	0.08
ホップ	40
その他のスパイス <sup>注18)</sup>	90
その他のハーブ <sup>注19)</sup>	25
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注20)</sup> の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 <sup>注21)</sup>	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2

食品名	残留基準値 ppm
乳	0.05
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん <sup>注22)</sup> の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.08
その他の家きんの脂肪	0.08
鶏の肝臓	0.07
その他の家きんの肝臓	0.07
鶏の腎臓	0.07
その他の家きんの腎臓	0.07
鶏の食用部分	0.07
その他の家きんの食用部分	0.07
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2
魚介類	0.05
はちみつ	0.05

- 注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- 注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注11) 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- 注12) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しおが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注13) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注14) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブルックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注15) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注16) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

- 注17) 「その他のナツツ類」とは、ナツツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注18) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注19) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注20) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注21) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注22) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フェリムゾン (Ferimzone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと並びに農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡及び畜産物への基準値設定依頼を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年11月28日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／殺菌剤										
我が国の登録状況	農薬：水稻を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及び魚介類にあっては、フェリムゾン及び代謝物B【(E)-2-メチルアセトフェノン(4,6-ジメチルピリミジン-2-イル)ヒドラン】とし、畜産物にあっては、フェリムゾンとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI（許容一日摂取量）：0.019 mg/kg体重/日 ARfD（急性参考用量）：0.3 mg/kg体重										
暴露評価	暴露評価対象物質：農産物及び魚介類にあっては、フェリムゾン及び代謝物Bとし、畜産物にあっては、フェリムゾンとする。 ① 長期暴露評価 <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%) <sup>注)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>15.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。  推定一日摂取量（EDI）試算法：作物残留試験成績の中央値（STMR）等×各食品の平均摂取量</p> ② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出<sup>注)</sup>したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u> 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。		EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>	国民全体（1歳以上）	14.2	幼小児（1～6歳）	24.4	妊婦	8.5	高齢者（65歳以上）	15.5
	EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>										
国民全体（1歳以上）	14.2										
幼小児（1～6歳）	24.4										
妊婦	8.5										
高齢者（65歳以上）	15.5										

答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。
-----	--

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	3	2	○			0.63~1.19(n=4)※
牛の筋肉	0.01		申			推:<0.0004
豚の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01		申			推:<0.0004
豚の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01		申			推:<0.0004
豚の肝臓	0.01		申			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01		申			推:<0.0004
豚の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01		申			(牛の肝臓参照)
乳	0.01		申			推:<0.0003
魚介類	0.5	0.5				推:0.41

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

推:推定される残留濃度

※)プロポーションナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した値を評価に用いた。なお、GAPに適合した使用量として、30.0%WPの1000倍散布を基に換算した。

答申（案）

(別紙2)

フェリムゾンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

#### フェリムゾン

今回残留基準を設定する「フェリムゾン」の規制対象は、農産物及び魚介類にあっては、フェリムゾン及び代謝物B【(E)-2-メチルアセトフェノン(4,6-ジメチルピリミジン-2-イル)ヒドロゾン】とし、畜産物にあっては、フェリムゾンとする。ただし、代謝物Bはフェリムゾンの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	3
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注1)</sup> の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 <sup>注2)</sup>	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
魚介類	0.5

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ペントキサゾン (Pentoxazone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る食品健康影響評価の結果の通知がなされたこと、及び農林水産省から消費者庁に農薬の再評価に係る連絡がなされたことから、令和7年11月28日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／除草剤										
我が国の登録状況	農薬：移植水稻、直播水稻及びひえを対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ペントキサゾンとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI (許容一日摂取量) : 0.23 mg/kg体重/日 <u>ARfD (急性参考用量) : 設定の必要なし</u>										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：ペントキサゾンとする。</p> <p>① 長期暴露評価  <u>長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%) <sup>注)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。      推定一日摂取量 (EDI) 試算法：作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等 × 各食品の平均摂取量</p>		EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>	国民全体 (1歳以上)	0.0	幼小児 (1~6歳)	0.0	妊婦	0.0	高齢者 (65歳以上)	0.0
	EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>										
国民全体 (1歳以上)	0.0										
幼小児 (1~6歳)	0.0										
妊婦	0.0										
高齢者 (65歳以上)	0.0										
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.05	○			<0.01(#+)(n=10)
その他の穀類	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)(ひえ)
魚介類	0.08	0.08				推:0.077

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

推:推定される残留濃度

答申（案）

(別紙2)

ペントキサゾンについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

#### ペントキサゾン

今回残留基準を設定する「ペントキサゾン」の規制対象は、ペントキサゾンとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.01
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	0.05
魚介類	0.08

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

メピコートクロリド (Mepiquat chloride)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請（綿実）を受け、残留基準を設定するもの。 令和7年11月28日開催の農薬・動物用医薬品部会において審議された。										
用途	農薬／植物成長調整剤										
我が国の登録状況	農薬：ぶどうを対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における毒性評価が行われ、2023年にADI及びARfDが設定されている。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてぶどう、綿実等に、EUにおいて小麦、ぶどう等に、豪州において綿実等に、ニュージーランドにおいて穀類に、それぞれ基準値が設定されている。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メピコートクロリドとする。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI (許容一日摂取量) : 0.3 mg/kg体重/日 ARfD (急性参考用量) : 0.3 mg/kg体重										
暴露評価	<p>暴露評価対象物質：農産物にあっては、メピコートクロリドとし、畜産物にあっては、メピコートクロリド及び代謝物 B【4-ヒドロキシ-1,1-ジメチルビペリジニウムイオン】とする。</p> <p>① 長期暴露評価 長期的な摂取量はいずれの年齢等区分においても ADI の範囲内となり、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%) <sup>注)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。 推定一日摂取量 (EDI) 試算法：作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等 × 各食品の平均摂取量</p> <p>② 短期暴露評価 <u>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出<sup>注)</sup> したところ、国民全体 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられる。</u></p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基</p>		EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>	国民全体 (1歳以上)	0.6	幼小児 (1~6歳)	1.8	妊婦	0.7	高齢者 (65歳以上)	0.5
	EDI／ADI (%) <sup>注)</sup>										
国民全体 (1歳以上)	0.6										
幼小児 (1~6歳)	1.8										
妊婦	0.7										
高齢者 (65歳以上)	0.5										

	づきESTIを算出した。
答申案	別紙2のとおり。 ※答申案では、食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）において農薬等の成分である物質として規定するものを、「」内に記載している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準* ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	3	3		3	EU	【0.08～1.10(‡)(n=15)(EU冬小麦)】
大麦	3	4				【<0.05～1.72(‡)(n=8)(EU冬大麦)】
ライ麦	3	3		3	EU	【小麦参照】
その他の穀類	3	3				【小麦参照】
ぶどう	6	5	○	4		0.64～3.37(n=5)
綿実	40	2	IT	4	40	【8.88～18.4(n=5)(ブラジル)】
なたね	3	4				【0.21～1.88(n=13)(EU)】
牛の筋肉	0.09	0.09		0.01	EU	【推:0.073】
豚の筋肉	0.05	0.05		0.01	EU	【推:<0.004】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.09	0.09		0.01	EU	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.06	0.06		0.01	EU	【推:0.051】
豚の脂肪	0.05	0.05		0.01	EU	【推:<0.004】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.06	0.06		0.01	EU	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.5	0.5		0.04	EU	【推:0.369】
豚の肝臓	0.05	0.05		0.04	EU	【推:0.017】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5		0.04	EU	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.8	0.8		0.04	EU	【推:0.531】
豚の腎臓	0.05	0.05		0.04	EU	【推:0.018】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8	0.8		0.04	EU	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.8	0.8		0.04	EU	【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.05	0.05		0.04	EU	【豚の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8	0.8		0.04	EU	【牛の腎臓参照】
乳	0.06	0.06		0.008	EU	【推:<0.05】
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.008	EU	【推:<0.05】
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.008	EU	【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.008	EU	【推:<0.05】
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.008	EU	【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.008	EU	【推:<0.05】
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.008	EU	【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.008	EU	【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.008	EU	【鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.008	EU	【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.008	EU	【鶏の肝臓参照】
鶏の卵	0.05	0.05		0.008	EU	【推:<0.05】
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.008	EU	【鶏の卵参照】
はちみつ	0.05					※1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準*	国/地域 基準値 ppm	
干しぶどう				20		※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分、もしくは加工食品につき基準値を設定しないもの

○:既に、国内において登録等がされているもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

\*:国際基準はメピコートカチオンとしての濃度で示している。

※1)「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和6年6月25日農薬・動物用医薬品部会)の別添3「はちみつ中の農薬等の基準値設定の方法について」に基づき設定。

※2)加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。なお、本物質について、JMPRは干しぶどうの加工係数を3.9と算出している。

(§):「豚の肝臓」、「豚の腎臓」、「乳」、「鶏の卵」及び「その他の家きんの卵」の基準値については、前回基準値設定当時のEUの基準値を示す。

メピコートクロリドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

#### メピコートクロリド

今回残留基準を設定する「メピコートクロリド」の規制対象は、メピコートクロリドとする。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	3
大麦	3
ライ麦	3
その他の穀類 <sup>注1)</sup>	3
ぶどう	6
綿実	40
なたね	3
牛の筋肉	0.09
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注2)</sup> の筋肉	0.09
牛の脂肪	0.06
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.06
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.8
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8
牛の食用部分 <sup>注3)</sup>	0.8
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8
乳	0.06
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん <sup>注4)</sup> の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05

食品名	残留基準値 ppm
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
はちみつ	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注4) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。